

石岡市地域防災計画(第2編 震災対策編)

第1章 震災予防計画

第1章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

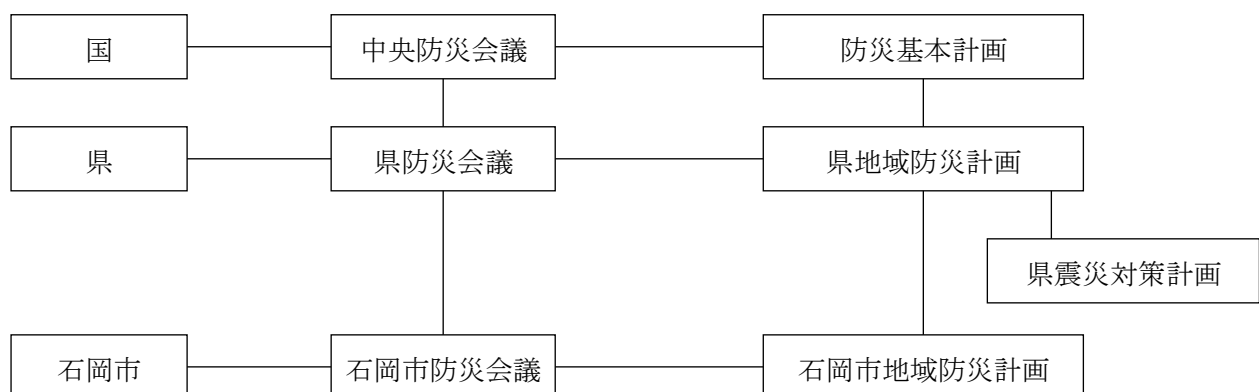
1 活動体系の全体像

(1) 石岡市の防災体制整備-----【石岡市(総務部)、石岡市(各部)、石岡市消防本部】

市は、防災会議を設置して、震災対策計画等を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

図 2-1-1-1 石岡市の防災活動体系



ア 石岡市防災会議

市は、災対法第16条第1項に基づき、石岡市防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、市長を会長とし、次に掲げる者の内から任命された45人以内の委員をもって組織する。その他市長が任命する専門委員を設置し、専門の事項の調査に充てることができる。

委員選定は、以下の石岡市防災会議条例第3条第5項の10項目に基づき選定をする。

- (ア) 指定地方行政機関の職員の内から市長が任命する者
- (イ) 自衛隊の自衛官の内から市長が任命する者

- (ウ) 茨城県知事の部内の職員の内から市長が任命する者
- (エ) 茨城県警察の警察官の内から市長が任命する者
- (オ) 市長がその部内の職員の内から指名する者
- (カ) 教育長
- (キ) 消防長及び消防団長
- (ク) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の内から市長が任命する者
- (ケ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (コ) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

イ 関連する石岡市の防災組織

- (ア) 石岡市災害対策本部
 - a 設置の根拠
 災対法第 23 条の 2
 - b 所掌事務
 石岡市地域防災計画の定めるところによる，市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施。
 - c 組織
 災害対策本部の組織は，石岡市災害対策本部条例により定めるものとする。
- (イ) 石岡市消防本部
 - a 設置の根拠
 消防組織法第 9 条，石岡市消防本部及び消防署設置条例
 - b 所掌事務
 市域の消火及び水防に関する事務。
 - c 組織
 消防本部の組織は，石岡市消防本部の組織に関する規則により定めるものとする。

2 石岡市の防災体制の整備

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底-----【石岡市(各部)】

市職員として，行政を進める中で，日ごろから積極的に地震防災対策を推進し，かつ，災害時において円滑に応急対策を実施するため，各部署において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制さらには必要な知識や心構えなど，次の事項について，市は，研修会などを通じて周知徹底を図る。

- ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- イ 災害時における体制（招集体制等）

ウ 石岡市地域防災計画及び震災対策計画の内容

エ 市の地震被害想定調査の結果

オ 地震に関する基礎知識

このうち、ア及びイについては、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部において(2)に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図ることとする。

(2) 各部における震災対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成-----【石岡市(各部)】

市の各部は、震災対策計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、(1)に示した方法に基づき、その周知徹底を図るものとする。

なお、活動要領は、組織の改編や人事異動、震災対策計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行うものとする。

(3) 部間の連携体制の整備-----【石岡市(各部)】

市の各部間、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部間の連携体制を整備しておくものとする。

また、(2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行うものとする。

(4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立-----【石岡市(各部)】

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくものとする。

(5) 複合災害対策-----【石岡市(各部)】

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、計画等を見直し、備えを充実させていくものとする。

(6) 人材の確保-----【石岡市(各部)】

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。ま

た、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

3 防災関係機関等の活動体制の整備-----【防災関係機関】

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の招集・配備・任務等を予め明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 第6次地震防災緊急事業5箇年計画の推進-----【茨城県】

県は、内閣府の指示の下、第1次地震防災緊急事業5箇年計画（H8年度～H12年度）、第2次地震防災緊急事業5箇年計画（H13年度～H17年度）、第3次地震防災緊急事業5箇年計画（H18年度～H22年度）、第4次地震防災緊急事業5箇年計画（H23年度～H27年度）、第5次地震防災緊急事業5箇年計画（H28年度～R2年度）を実施してきた。令和3年度からはこれらの成果を受けて第6次地震防災緊急事業5箇年計画の推進が図られている。

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 都道府県間の相互応援-----【茨城県】

県に係る、都道府県相互間の応援要請・受入体制に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

(2) 県知事への応援要請-----【石岡市(総務部)、茨城県】

ア 市長は、災害状況を勘案し石岡市の防災体制だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県知事に対し、応援要請を行うものとする。

イ 市長は、アの応援要請後、被災地の災害状況等の変化又は必要応援部隊数の変更等があったときは、速やかに追加・変更を行うものとする。

ウ 書面による要請のいとまがない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて速やかに提出するものとする。

エ 応援要請に必要な情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

※エに記載する情報は(ア)～(キ)とし、その後決定次第(ク)～(コ)についても報告する。

(3) 市町村間の相互応援-----【石岡市(総務部)、関係市町村】

ア 協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき周辺市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図って

いくものとする。

また、市消防本部は、消防組織法第21条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

(7) 災害時等の相互応援に関する協定（平成6年4月1日締結 県内44市町村）

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。

応援する種類は次のとおりとする

- ・ 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
- ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ・ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣
- ・ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ・ 前各号に定めるものの他、特に要請があった事項

(イ) 応援要請体制の整備

市では、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、テレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮するものとする。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(ウ) 応援受入体制の整備

市では、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、テレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮するものとする。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(4) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん-----【石岡市(総務部)】

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう応援要請手続や情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 石岡市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携-----【石岡市消防本部ほか防災関係機関】

ア 石岡市と防災関係機関との連携

市消防本部は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、防災関係機関との間で予め要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図ることとし、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。市と協定を結んでいる防災関係機関は資料編 2-1 参照。

イ 防災関係機関間の連携

市域を管轄し、又は市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておくこととする。

また、実働組織間の連携として、複合災害及び大規模災害発生時においては、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の実働機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行うこと。

(6) 公共的団体との協力体制の確立-----【石岡市(各部)、各公共団体】

市では、市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

(1) 応援要請に対応するための体制整備-----【石岡市(各部)】

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ、日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底するものとする。

また、日常から研修及び訓練の実施を行っておく。

(2) 石岡市の職員派遣に対応するための資料整備-----【石岡市(総務部)】

市は、各機関からの派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう予め関係資料を整備しておくものとする。

3 応援・受援計画の策定

災害時、被災自治体では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下している被災自治体自らの体制だけでこうした業務を行うことは困難である。このため、市では、応援受援計画を作成し、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制等の構築に努めるものとする。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。

また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

1 自主防災組織の育成・連携-----【石岡市(総務部)、自主防災組織】

(1) 自主防災組織の整備

市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

ア 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

イ 自主防災組織の編成

- (ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- (イ) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- (ウ) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- (ア) 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

[発災時]

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・伝達

- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。市の自主防災組織一覧表は、資料編 2-2 参照。

2 事業所防災体制の強化-----【石岡市消防本部、事業所】

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規程により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。このため、市消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害か

らの復旧計画策定及び各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

また、企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

さらに、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

なお、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 ボランティア組織の育成・連携

(1) 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）とに区分し、それぞれの特技を生かした活動に当たれるよう、派遣等に係る調整を行う。

市は、一般ボランティアに関して担当及び受入業務を行い、その取扱については、以下のとおりとする。

なお、専門ボランティアに関する事務は県が行うものとする。

表 2-1-1-1 ボランティア区分表

区 分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口	関連項目
一 般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等、	養成有り 登録有り	県(福祉部) 石岡市	県社会福祉協議会 石岡市社会福祉協議会 石岡市	
医 療 ・ 防 疫	医療活動(医師・看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士) 歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健医療部、福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会	茨城県地域 防災計画
語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会	同上
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)	同上

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置-----【石岡市(福祉部)、石岡市社会福祉協議会】

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、予め一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

石岡市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、予めその機能を整備するものとする。

なお、県(福祉部)及び県社会福祉協議会にも受入窓口が整備される。

(3) 「受入窓口」の整備と応援体制の確立-----【石岡市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】

石岡市社会福祉協議会は、「受入窓口」による円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(4) 一般ボランティアの養成・登録

ア コーディネートシステムの構築-----【石岡市(福祉部)、茨城県社会福祉協議会】

市は、茨城県福祉協議会と共同で、災害時にボランティアの受入、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムを予め整備し、マニュアルを作成する。

なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

(ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

(イ) 上記事項に基づくボランティアの紹介

(ウ) ボランティアが不足している場合の茨城県社会福祉協議会への応援の要請

イ ボランティアコーディネーターの養成-----【石岡市社会福祉協議会】

石岡市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整や行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から茨城県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受けるものとする。

ウ 一般ボランティアの登録-----【石岡市社会福祉協議会】

石岡市社会福祉協議会は、茨城県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。

(5) 一般ボランティアの活動環境の整備-----【石岡市(福祉部)】

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

県及び石岡市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進-----【石岡市、住民、企業】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として

第2編 震災対策編
第1章 震災予防計画
第1節 震災対策に携わる組織と
情報ネットワークの整備

市防災会議へ提案することができる。市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市及び防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

1 情報通信施設の整備

(1) 茨城県の情報通信設備

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星回線を加え、通信を2ルート化して迅速な情報伝達手段を確保した防災通信システムを整備しており、県庁の統制の下、各地の防災関連施設や市町村と結ばれている。

また、水防・漁業無線が整備されるほか、県の電話の一部は非常・緊急通話用電話としてNTT 東日本の承認を得ている。県の情報通信設備と石岡市との関係については、次節を参考のこと。

(2) 石岡市の情報通信設備

ア 防災行政無線-----【石岡市(総務部)】

市は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に置き、防災行政無線を整備する。現在、石岡市では、石岡地区に防災行政無線を整備し、平成27年度より運用を開始しており、八郷地区の既設の防災行政無線と伝達体制の統一等、一元化が図られている。

イ 消防無線-----【石岡市消防本部】

消防無線には周波数列に①活動波、②主運用波、③統制波がある。特に、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、主運用波、統制波の整備に努める。

ウ 多様なネットワークの構築-----【石岡市(総務部)】

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Lアラートの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

表 2-1-1-2 防災無線局一覧

局種	識別信号
<固定系>	
固定局	ぼうさいいしか

(3) 防災関係機関の情報通信設備-----【防災関係機関】

市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

- 1 関東管区警察局 警察無線設備
- 2 東京電力パワーグリッド(株) 電力通信設備
- 3 気象庁 気象通信設備
- 4 東日本旅客鉄道(株) 鉄道通信設備

(4) 情報通信設備の耐震化-----【石岡市(総務部)、茨城県、防災関係機関】

市、茨城県及び防災関係機関は、防災行政無線の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

ウ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

2 防災情報システムの整備

(1) 防災情報システムの概要

県で運用されている防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センターに提供している。この防災情報システムは、市と情報網で結ばれており、市から災害情報の入出力が行えるようになっている。本システムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能となっている。

なお、県の防災情報システムの系統図は、図 2-1-1-2 を参照のこと。

(2) 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は次のとおりである。

- ア 気象情報システム（予・警報，地震情報，避難情報，避難所開設情報等）
- イ 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）
- ウ 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）
- エ 広域資料編集システム
- オ 行政事務伝達システム

平成29年4月1日



(3) 防災情報システムの平常時の活用-----【石岡市(各部), 茨城県】

茨城県防災センター及び防災情報システムの構築を踏まえ, 市においても防災情報のデータベース化, 情報収集, 伝達の高度化及び防災行政事務の効率化等を図り, 平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

3 アマチュア無線ボランティアの確保-----【石岡市(総務部), 茨城県】

県及び市は, 災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため, 予めアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部(茨城県は防災・危機管理部)に設置する。

第1章 震災予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地及び避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

1 防災まちづくり方針の策定-----【石岡市(都市建設部)】

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを石岡市都市計画（マスタープラン）へ位置付ける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整備事業、市街地再開発事業等の計画

上記都市計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整備事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保-----【茨城県】

県は、災害に強いまちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保を目的として、緑地保全地区の指定、延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進、防災道路や避難路となる道路の整備の推進、防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進及び消防活動空間確保のための街路整備を推進する。

3 防災活動拠点の整備

(1) 石岡市の防災活動拠点の整備-----【石岡市(都市建設部)】

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

表 2-1-2-1 石岡市による防災活動拠点一覧

名称	位置	面積(ha)
中央児童公園	石岡市国府 1-1639-1	0.14
国府公園	石岡市国府 6-574-3	1.10
柏原サッカー公園	石岡市柏原 3	1.65
柏原野球公園	石岡市柏原 11	3.35
柏原池公園	石岡市鹿の子 3-9950	4.77
せせらぎパーク	石岡市南台 4-9	3.45
茨城電設スポーツパーク石岡(石岡運動公園)	石岡市南台 3-34-1	11.10
八郷総合運動公園	石岡市野田 600	7.81
新ひたち野農業協同組合	石岡市南台 3-21-14	1.19

4 市街地開発の推進-----【石岡市(都市建設部)】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域である木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

5 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成-----【石岡市(総務部)】

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所・避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難場所

市は、延焼火災、山崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園及び緑地等とする。

イ 避難場所は、町丁目単位で検討し、到達距離はおおよそ 1km 以内とする。

石岡市の避難場所は資料編 2-3 に示す。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に

対する安全性等に応じ、(2)で指定した避難場所をその管理者の同意を得た上で、次の点に配慮し指定緊急避難場所に指定している。

- ア 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図ること。
- イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設であること。
- ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- エ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものであること。

(4) 広域避難場所の指定-----【石岡市（総務部）】

密集市街地等をかかえる地区については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- ア 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- イ 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。
- ウ 広域避難場所の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- エ 広域避難場所は、大規模ながけくずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- オ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- カ 地区分けをする場合においては町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

表 2-1-2-2 広域避難場所

名称	位置	面積 (ha)
茨城電設スポーツパーク石岡 (石岡運動公園)	石岡市南台三丁目34番1号	11.10
八郷総合運動公園	石岡市野田600番地	7.81

(5) 避難路の確保-----【石岡市（都市建設部）】

市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員及びその他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行に努めるものとする。市においては、国道、県道及び一級二級市道が下記の条件をおおむね満足する。

- ア 避難道路はおおむね 8m～10m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

表 2-1-2-3 避難路一覧

路線番号	起点	終点	路線番号	起点	終点
A0101	若宮三丁目 7861-1	石岡 11015-23	B0101	太田 931	小幡 3307
A0102	石岡 14171	石岡 14218	B0102	宇治会 2090	瓦谷 4317
A0103	石岡 11003-1	石岡 11147	B0103	宇治会 1337	上曾 1771
A0104	若松二丁目 9277-5	染谷 977-3	B0104	上林 191	小倉 961
A0105	谷向町 9983-1	若松二丁目 8878-3	B0105	上曾 2	吉生 3590
A0106	石岡 10335	石岡 12933-1	B0106	小幡 2090	小幡 2134
A0107	石岡 16151	石岡 12129-1	B0107	柿岡 1593	小幡 4227
A0108	若松一丁目 8877-1	府中五丁目 8254-1	B0108	小幡 3238	下青柳 1345
A0109	若宮二丁目 98-1	国府七丁目 494-4	B0109	片野 629	須釜 1409
A0110	府中三丁目 931-5	東大橋 710	B0110	下林 724	片野 709
A0111	東大橋 1419-1	東大橋 18-1	B0111	下林 724	柴間 106
A0112	石岡 3305	石岡 13964	B0112	下林 1006	山崎 583
A0113	旭台一丁目 39201	小井戸 288-1	B0113	山崎 486	東成井 1949
A0114	石岡 2148-3	大字東田中 1063-1	B0114	山崎 2244	東成井 3145
A0115	中津川 541-1	東大橋 40-1	B0115	東成井 3050	東成井 2219
A0116	貝地一丁目 1410-1	茨城一丁目 4907-1	B0116	山崎 3434	山崎 2294
A0117	石岡 6598	石岡 15291	B0117	朝日 340	柴内 34
A0118	高浜 670-3	東大橋 2829-1	B0118	山崎 2075	山崎 965
A0119	北根本 5	高浜 1659			
A0120	三村 1811-1	三村 3833-3			
A0121	三村 1003	三村 1386			
A0122	三村 1910-1	三村 2603-189			
A0123	三村 2603-196	三村 2604-12			
A0124	石川 878-1	石川 1774-13			
A0125	井関 3561-1	井関 2241-1			
A0126	石岡 1849-6	貝地二丁目 1998			
A0127	石岡 2760	東光台一丁目 2943-1			
路線番号	起点	終点	路線番号	起点	終点
A0201	石岡 11220-1	石岡 11021	B0201	大塚 911	太田 977
A0202	染谷 857-2	染谷 843-1	B0202	中戸 587	太田 837
A0203	鹿の子二丁目 9868-1	谷向町 9970-6	B0203	瓦谷 3450	中戸 86
A0204	若宮一丁目 33-1	府中三丁目 967-1	B0204	宇治会 308	中戸 1756
A0205	府中二丁目 708-1	総社一丁目 126-2	B0205	鯨岡 849	宇治会 1248
A0206	石岡 15868	石岡 13649-1	B0206	柿岡 3444	上曾 312
A0207	国府一丁目 1656-1	国府六丁目 1151-1	B0207	上曾 1418	吉生 3240
A0208	東石岡五丁目 3084-1	東石岡五丁目 3660-4	B0208	吉生 3611	吉生 1454
A0209	貝地二丁目 5045-2	石岡 14470	B0209	下青柳 568	加生野 568
A0210	東光台二丁目 2938-162	東田中 372	B0210	宇治会 2112	小塙 1350
A0211	三村 1059	三村 3756	B0211	弓弦 33	柴内 652
A0212	石川 1410	井関 997	B0212	半田 1088	半田 2312
A0213	井関 1057-1	井関 1685-2	B0213	下林 2075	根小屋 307
A0214	柏原 4-1	石岡 10690-14	B0214	柿岡 2372	柿岡 3425
			B0215	上林 479	柿岡 3810
			B0216	柿岡 2077	下林 1013
			B0217	柿岡 4410	瓦谷 1
			B0218	瓦谷 857	部原 12
			B0219	下林 38	嘉良寿理 22
			B0220	真家 1697	山崎 1689
			B0221	山崎 652	山崎 2829
			B0222	東成井 907	山崎 2594

第2 建築物の不燃化・耐震化

地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物耐震性の強化を推進していく。

1 建築物の耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進-----【石岡市(都市建設部)】

ア 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

イ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

ウ 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策-----【石岡市(都市建設部)，茨城県】

県及び市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

ア 県及び市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ 市は、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ 県及び市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の不燃化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定-----【石岡市(都市建設部)，茨城県】

県及び市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要

施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、かつ、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行った上で地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

現在、市域では石岡駅西口一帯の 30.0ha が、準防火地域に指定されている。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策-----【石岡市(都市建設部)】

ア 木造建築物については、必要に応じて地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第 42 条)

イ 小規模建築物（階数が 3 以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法-----【石岡市(都市建設部)】

地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

ウ 基礎杭を用いる。

4 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 県有施設の耐震性の確保-----【茨城県】

県は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図っている。

(2) 石岡市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

-----【石岡市(都市建設部、関連各部)、防災上重要な施設の管理者】

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。耐震補強工事は、耐震改修設計指針等に基づき計画的に実施する。また、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者による施設の耐震化

-----【石岡市(都市建設部関連各部), 茨城県, 特定既存耐震不適格建築物の所有者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

第3 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、又、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 道路施設の耐震化の推進

(1) 道路施設の耐震化の向上-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

ア 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保-----【石岡市(都市建設部), 茨城県, 国】

ア 第1次緊急輸送道路は、原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩及び歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。

イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2 鉄道施設の耐震化の推進-----【東日本旅客鉄道株式会社】

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留等の定期的な検査を行うとともに、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

3 河川，砂防，農業用ため池の耐震化の推進

(1) 河川，砂防の耐震化の推進-----【石岡市(都市建設部)，茨城県，国】

- ア 災害の発生が想定される河川，砂防管理関連施設について耐震性の点検及び検討を実施する。
- イ 水防活動に必要な情報を効率的に収集・配信し，出水時に対処できるような体制を確立する。

(2) 農業用ため池の耐震化の推進-----【石岡市(都市建設部)，茨城県，国】

市は，受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い，地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し，人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け，必要に応じ耐震対策を進める。

また，県は，国庫補助制度を最大限に活用し，計画的に耐震対策が実施できるよう市に対して支援を行う。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

1 電力施設の耐震化-----【東京電力パワーグリッド株式会社】

(1) 電力施設の現況

ア 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

イ 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

ウ 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。

2 電気通信設備の耐震化-----【東日本電信電話株式会社】

東日本電信電話株式会社は、災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水，耐風，耐雪，耐震，耐火構造化の推進等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- イ 主要中継交換機の分散設置
- ウ 大都市における，とう道（共同溝を含）網の構築
- エ 通信ケーブル地中化の推進
- オ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- カ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- キ 社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ア 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- イ 災害等時のトラヒックコントロール
- ウ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

3 ガス施設の耐震化

家庭用などの燃料であるガスを供給するガス事業は、公益事業としてガス事業法の適用を受ける「一般ガス事業」と「簡易ガス事業」があり、このほかに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適

正化に関する法律（液化石油ガス法）」の適用を受ける「液化石油ガス（LP ガス）販売事業」がある。
石岡市における大部分は簡易ガス事業（市内5業者：70戸以上のガス供給のある団地を対象）によりLP ガスが供給されている。一般ガス事業（東部ガス株式会社）は、柏原工業団地の一部で導入されている。各事業者名一覧は資料編 2-19 参照。

(1) 簡易ガス-----【簡易ガス事業者】

ア 防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

イ 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(ア) 設備の耐震性の強化計画

・ガス工作物の維持・管理

容器、貯槽、集合装置、気化装置及びその附属設備、導管等については、耐震性能の維持・管理の徹底を図るものとする。

・耐震性導管への切り替え

新設導管については、省令（基準）に基づき設置することはもちろんのこと、既設導管についても計画的に耐震性の高い導管へ切替えを行うものとする。

・安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所への設置を図るものとする。

(イ) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(ウ) 防災資機材の整備等

復旧作業等に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(エ) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(オ) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災

関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

(2) LP ガス-----【LP ガス販売事業者】

液化石油ガス(LP ガス)は、より一層の安全を期するため、以下の対応を検討するものとする。

ア 防災システムの強化

地震による配管の損傷を防ぐため、地震に強い配管の導入促進を図る。

また、ガス漏れ 24 時間集中監視システムの導入、ガス漏れ警報機等の安全機器の設置など災害防止対策を検討し、防災対策を図ることとする。

イ 一般消費者への災害防止のための普及啓発

ガス漏れが発生した場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知を図る。

ウ ガス事業者は、ガス充填作業を含め十分な安全対策を図る。

4 上水道施設の耐震化-----【湖北水道企業団、石岡市(生活環境部)】

湖北水道企業団及び市生活環境部は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

表 2-1-2-4 水道現況（平成 30 年）

上水道別	給水人口	給水戸数	年間有収水量（千 t）
上水道(石岡地区)	45,268 人	19,964 戸	5,530
上水道(八郷地区)	21,491 人	7,281 戸	1,991

資料 上水道（湖北）：湖北水道企業団，水道課

出典：統計いしおか(令和元年度版)

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管，耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

5 下水道施設の耐震化-----【石岡市(都市建設部)】

(1) 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

- (ア) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- (イ) 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 地盤災害防止対策

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化-----【石岡市(都市建設部)】

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開-----【石岡市(総務部)】

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

2 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

-----【石岡市(都市建設部)】

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険個所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用-----【石岡市(総務部, 都市建設部)】

危険個所マップの作成等により土砂災害危険個所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進-----【石岡市(都市建設部)】

地震による土砂災害から市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度を、市もこの

方針に沿って積極的に対応する。

ソフト対策については、危険箇所を地域防災計画に掲載し、危険区域に標識を設置する等、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。急傾斜地崩壊危険箇所一覧は、資料編 2-4 参照。

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督-----【石岡市(都市建設部)】

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準-----【石岡市(都市建設部)】

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

5 地盤沈下防止対策の推進-----【茨城県, 市(都市建設部)】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

6 液状化防止対策の推進-----【茨城県, 市(都市建設部)】

液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。

第6 危険物施設等災害予防の推進

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。市内の危険物製造所等地域別状況は資料編 2-5 参照。

1 石油类等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市はこれらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化-----【石油等危険施設管理者】

危険物施設の管理所等は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の 3 の 2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 危険物貯蔵タンクの耐震化-----【石岡市消防本部、石油等危険施設管理者】

市は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断及び亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行うとともに、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導-----【石岡市消防本部、施設管理者】

市は危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立-----【石油等危険施設の管理者】

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

(1) 高圧ガス取扱施設等の予防対策-----【茨城県、高圧ガス施設等管理者】

県は、高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。これらの対策については、茨城県高圧ガス保安協会等関係団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス取扱施設、液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス取扱施設等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス取扱施設については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、かつ、その恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類取扱施設の予防対策-----【火薬等製造者・取扱者】

ア 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実-----【毒劇物等取扱施設管理者】

ア 毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

(ア) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

a 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者

b 設備等の点検・保守を行う者

c 事故時における関係機関への通報を行う者

d 事故時における応急措置を行う者

(ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備及び緊急制御設備等

(エ) (ウ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(カ) (イ)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

イ 防災訓練の実施

上記(オ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(2) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進-----【毒劇物等取扱施設管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第1章 震災予防計画

第3節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制、緊急通行車両及び船舶等の調達体制を整備していくものとする。

1 緊急輸送道路の整備-----【石岡市(都市建設部)，茨城県，国】

県は、陸上、海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定をしている。

市は、緊急輸送道路のうち、石岡市が管理する部分について、震災対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

表 2-1-3-1 第1次緊急輸送道路一覧

道路種別	路線番号	路線名	起点側
			終点側
高速自動車道	1400	常磐自動車道	守谷市県境（千葉県）から
			北茨城市県境（福島県）まで
一般国道	6	国道6号	取手市県境（千葉県）から
			北茨城市県境（福島県）まで
	355	国道355号	潮来市永山 国道51号（永山交差点）から
			笠間市石井 主要地方道宇都宮笠間線接続まで
主要地方道	7	石岡筑西線	石岡市旭台 国道6号（旭台交差点）から
			筑西市内 国道50号（桜町交差点）まで
	64	土浦笠間線	石岡市柿岡 主要地方道石岡筑西線交差から
			笠間市福原 国道50号交差まで
一般県道	138	石岡つくば線	石岡市月岡 一般県道月岡真壁線交差から
			石岡市辻 石岡市道交差まで
	150	月岡真壁線	石岡市小幡 主要地方道笠間つくば線交差から
			石岡市月岡 一般県道石岡つくば線交差まで
市道		石岡市道B101号線	石岡市上曽 主要地方道石岡筑西線交差から
			石岡市小幡 主要地方道笠間つくば線まで
		石岡市道B8679号線	石岡市辻 一般県道石岡つくば線交差から
			石岡市境（土浦市）まで

※第1次緊急輸送道路：都市間を結ぶ主要な道路又は、関係機関(国，県等)を結ぶ主要な道路

表 2-1-3-2 第2次緊急輸送道路一覧

平成26年3月の県緊急輸送道路ネットワーク計画改定により、市域には第2次緊急輸送道路に指定されている道路はない。

※第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市庁舎を結ぶ道路又は第1次緊急輸送道路と関係施設を結ぶ道路

表 2-1-3-3 第3次緊急輸送道路一覧

道路種別	路線番号	路線名	起点側
			終点側
一般国道	355	国道355号	石岡市国府 国道6号（国府7丁目交差点）から 石岡市国府 一般県道石岡停車場線まで
一般県道	277	石岡停車場線	石岡駅から 石岡市府中 国道355号交差まで
市道		石岡市道A0101号線、A2081号線	石岡市大砂 一般県道石岡筑西線から 石岡市医師会病院まで

※第3次緊急輸送道路：第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

2 ヘリポートの指定・整備-----【石岡市（総務部，都市建設部）】

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定する。

さらに、ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

3 緊急輸送資機材，車両の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材，車両の調達体制の整備-----【石岡市（各部），防災関係団体】

市は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備-----【石岡市（総務部），防災関係団体】

市は、石岡市の保有車両等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や関係企業と協定を締結するなど緊急通行車両，船舶等の調達体制の整備に努める。

第2 火災予防計画

市は、消防組織を整備するとともに消防施設を充実させ、消防職団員の教養訓練等について指導助言を行い、消防力の充実強化を図る。

また、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、かつ、必要に応じて関係機関及び事業所に対し、消防に関する勧告等を行い、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

1 消防組織の充実・強化-----【石岡市消防本部】

市は、「消防力の整備基準」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。そのため、市は予防要員の確保によって予防業務の万全を期する。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。

また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

2 消防施設等の整備・強化-----【石岡市消防本部】

(1) 市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図るものとする。

(2) 資機材の備蓄

ア 化学消火薬剤の備蓄-----【茨城県】

危険物等に起因する大規模な火災に備え、市が保有している化学消火薬剤のみでは十分でないので、県が化学消火薬剤を購入し、関係市町村に対しその備蓄管理を委託し、化学消防力の強化充実を図るものとする。

なお、市域に係る団体は、土浦市消防本部である。

イ 空中消火用資機材の備蓄-----【茨城県】

県は、昭和50年度から林野火災空中消火用資機材の備蓄をはかったが、平成28年度に「林野火災等大型空中消火バケットの管理・運用に関する協定」「群馬県、長野県、新潟県、栃木県及び茨城県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定」を締結したことにより、茨城県を含む5県で所有する6基の大型空中消火用バケットを相互に使用することが可能となり、大規模な林野火災に対応できるようになった。

市は、空中消火の必要を認めた場合は、茨城県に対し出動を要請するものとする。

3 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進-----【石岡市消防本部】

市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹

底を期するものとする。

(2) 防火管理者の育成、指導-----【石岡市消防本部、防火対象物管理者】

市は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

(3) 予防査察の強化指導-----【石岡市消防本部、防火対象物管理者】

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等を考慮し、必要に応じて実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導-----【石岡市消防本部、危険物施設取扱者】

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導するものとする。

また、危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底-----【石岡市消防本部】

市は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関及び協力団体と共同で、映画会、講習会等の開催、防火ビデオの貸出、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞及びラジオ等報道機関の利用等を図るものとする。

4 消防計画の作成と指導強化-----【石岡市消防本部】

市は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて、有機的な消防活動ができるよう、関係市町村と協議の上修正するよう努めるものとする。

消防計画の大綱は次のとおりである。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害予防・警戒及び防ぎよ
- (5) 災害時の避難、救助及び救急

(6) その他災害対策

5 消防職団員の教育訓練-----【石岡市消防本部】

市は、消防職員及び消防団員を、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

6 火災原因調査-----【石岡市消防本部】

火災予防対策を推進するため、市は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

また、特に必要がある場合は県に協力を依頼し、火災原因の調査を行うものとする。

7 統計及び消防情報-----【石岡市消防本部】

市は、普通火災について毎月県に月報を提出するほか、「火災・災害等即報要領基準」に基づき、即時県に報告する。

また、近時、機動化、科学化した各種消防情勢を広報し将来への火災予防対策に万全を期する。

第3 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による火災および死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

1 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防-----【石岡市消防本部、ガス事業者】

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたらまず身を守り、揺れがおさまったら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと及び感震ブレーカー設置を普及啓発する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防-----【石岡市消防本部、化学薬品等管理者】

化学薬品を保管している事業所、教育機関及び研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。

また、市はその旨を周知、指導する。

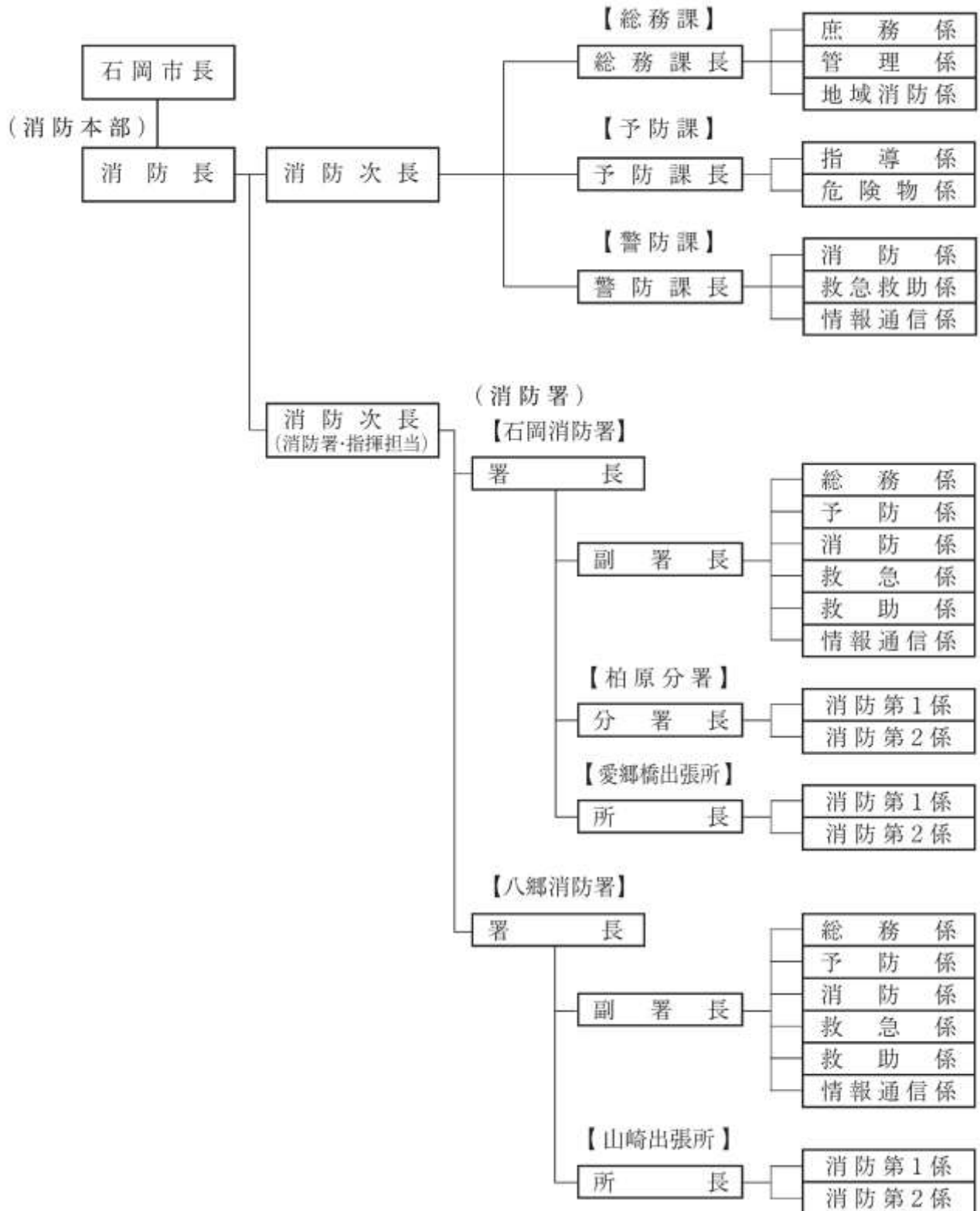
2 消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防体制の再編の推進-----【石岡市消防本部】

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、市内の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の形成に努める。

図 2-1-3-1 消防本部・署組織図



(2) 署所の適正配置-----【石岡市消防本部】

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

また、愛郷橋出張所が霞ヶ浦及び恋瀬川の浸水想定区域内に位置していたことから、災害時における機能確保のため、浸水想定区域外へ移転等を行った。

表 2-1-3-2 消防関係施設一覧

名称	住所	電話番号
石岡市消防本部	石岡市石岡一丁目2番地18	0299-23-0119
石岡消防署		
八郷消防署	石岡市柿岡291番地	0299-43-6491
石岡市消防総合訓練所	石岡市鹿の子四丁目5番3号	0299-35-0119
柏原分署		
愛郷橋出張所	石岡市三村6924番地1	0299-26-0119
山崎出張所	石岡市山崎906番地35	0299-28-9119

(3) 消防水利の確保-----【石岡市消防本部】

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川の利用及びプールの利用など水利の多様化を図る。

表 2-1-3-5 消防水利の状況

令和2年4月1日現在

消火栓	防火水槽	その他	合計
1,348	1,147	114	2,609

(私設水利含む)

表 2-1-3-6 施設の内訳

令和2年4月1日現在

消防水利			公設	私設	合計
消火栓	配管口径	75mm 未満	11		11
		75m 以上 150mm 未満	807	3	810
		150mm 以上	527		527
		消火栓合計		1,345	3
	防火水槽	容量	40m³ 未満	506	13
40m³ 以上			584	44	628
防火水槽合計		1,090	57	1,147	
その他水利	貯水池等		17		17
	プール		30	3	33
	河川		64		64
	その他水利合計		111	3	114
消防水利施設合計			2,546	63	2,609
耐震性貯水槽		飲料水兼用型	60m³	1 基	
		飲料水(密閉式)	60m³	4 基	
		飲料水(密閉式)	40m³	4 基	

(4) 消防車両・資機材の充実-----【石岡市消防本部，消防団】

通常の消防力の強化に加え，震災時の活用が期待される可搬式ポンプ，水槽車等の整備を推進する。

表 2-1-3-7 消防用車両一覧

令和2年4月1日現在

区 分	ポ ン プ 車	普 通 車	ポ ン プ 槽 付 車	水 槽 付 車	化学 消防 車	消 防 車	梯 子 付 車	救 助 工 作 車	積 載 車	可 搬 ポン プ 付 車	広 報 車	救 急 車	高 規 格 車	指 揮 車	連 絡 車	の そ の 他	合 計
消防本部														1	5		6
石岡消防署	1				1		1	1		1			1	1			7
柏原分署	(1)			1											1	1	4 (1)
愛郷橋出張所	1										1		1				4
八郷消防署	1			1 (1)									1	1			4 (1)
山崎出張所	1										1		1				3
計	4 (1)			2 (1)	1		1	1		1	2		5	3	6	2	28 (2)

※○は予備車

(5) 消防団の育成・強化-----【石岡市消防本部，消防団】

震災時の活動が十分にできるよう，資機材の整備，体制の確保及び団員の訓練等を総合的に推進する。

(6) 広域応援体制の整備-----【石岡市消防本部】

大規模震災時に相互に応援活動を行なうため，各消防本部は広域消防応援協定を締結する。

また，複数の消防本部合同での消火，救助訓練を実施し，いざという場合の対応力の強化を図り，応援する立場，応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。

その際には，情報の共有化，通信手段，指揮系統及び資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

国〔総務省〕では，地方公共団体等と協力し，訓練等を通じて，被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の地方公共団体による被災自治体への応援の円滑な実施に努めているため，市はこれに協力する。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化-----【石岡市消防本部】

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため，救助隊の設置を進めるとともに，救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し，救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施-----【石岡市消防本部】

大規模かつ広域的な災害に対応するため，救助隊員に対する教育訓練を充実強化し，適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化-----【石岡市消防本部，消防団】

前項(5)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備-----【石岡市消防本部，消防団】

前項(6)に準ずる。

4 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化-----【石岡市消防本部】

大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し，医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため，次の事業を推進する。

・救急救命士の計画的な養成

- ・高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ・救急隊員の専従化の促進
- ・救急教育の早急かつ計画的な実施
- ・消防本部管内の医療機関との連携強化
- ・住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立-----【石岡市消防本部，茨城県】

大規模な震災時に予想される交通の途絶等に対応するため，臨時離発着場の整備及び県との連携強化を図り，県災害ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

市は，県防災ヘリコプター，県警ヘリコプター，ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 集団救急事故対策-----【石岡市消防本部】

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を集団救急事故時の救急救護活動計画に基づき，関係機関との連携により実施する。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上-----【自主防災組織，住民】

自主防災組織を中心とし，消火器，バケツ，可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに，防火用水の確保，風呂水の溜め置きなどを地域ぐるみで推進する。

また，事業所においても，地域の自主防災組織等との連携を図り，自らの初期消火力の向上に努める。

なお，女性が地域防災の担い手として活躍できるよう，防災・災害復興対策や方針決定の場，消防団や防火クラブ等の防災組織，自治会や民生委員等の地域コミュニティへの女性の参画を積極的に進める。

(2) 救出・応急手当能力の向上-----【石岡市（総務部），自主防災組織，住民】

ア 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は，家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ，ジャッキ，バール，のこぎり，角材，鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や，地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また，市はこうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として，家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市は，その指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊

到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は、事業者や市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第4 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保-----【石岡市(都市建設部)、医療関連機関】

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療機関及び石岡市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。

また、病院等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとする。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保-----【医療関連機関】

ア 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について3日間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水（屋内発電のみ）の確保を図る。

イ 災害用井戸等の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持する水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。

2 後方医療施設の整備

(1) 災害拠点病院の整備-----【茨城県】

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2箇所、地域災害拠点病院を16箇所指定している。このうち、市に係るものは次のとおりである。

表 2-1-3-8 災害拠点病院一覧

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院
		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	土浦	総合病院土浦協同病院

災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

- ・多発外傷、挫滅症候群及び広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。
- ・患者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応。
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣機能。
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能。
- ・研修機能（基幹災害医療センターのみ）

災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の端末整備及び自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資機材等の設備整備を促進する。

3 医療品等の確保

(1) 医薬品等の備蓄-----【石岡市(子育て健康部)】

ア 医薬品等の種類、数量、保管場所

これら医薬品等の種類及び保管場所については、震災時における救急に対応すべく随時見直しを行うものとする。

イ 医薬品等の調達体制

市は、発災時の被害想定結果から、必要となると想定される医薬品の備蓄に努め、さらに備蓄で不足が生ずる場合に備えて、流通在庫を利用できるよう、予め医薬品取扱事業者等との間に協定を締結するよう努めるものとする。

(2) 輸血用血液製剤の確保-----【茨城県赤十字血液センター】

輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保する。なお、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、関東甲信越ブロック血液センターを通じて確保する。

(3) 医療ガス等の確保-----【医療関連機関】

医療機関は、手術等に要する酸素ボンベ等について災害時においても円滑に確保できるよう努める。

4 医療機関間情報網の整備

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実-----【茨城県、医療関連機関】

県では、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した広域災害医療情報ネットワークの構築を図っている。病院等医療関係機関は、茨城県による広域災害医療情報ネットワーク構築のための情報提供に努めるものとする。石岡市の医療機関一覧は、資料編 2-6 参照。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成-----【医療関連機関】

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院等医療関連機関は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策及び病院に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成する。

(2) 防災訓練の実施-----【医療関連機関】

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。

(3) トリアージ技術等の教育研修-----【茨城県、国、医療関連機関】

国（厚生労働省）及び茨城県は、発災時の医療関係者の役割やトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け技術）、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する教育研修を推進している。

病院等医療関係機関は、これらの教育研修に積極的に取り組むものとする。

6 医療ボランティアの確保-----【茨城県、医療関連機関】

県は、医療ボランティアの支援に関して、予め医療ボランティアの担当窓口を設置している。市内の病院等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、医療ボランティアの「受入窓口」としての機能を備えておくものとする。

第5 被災者支援のための備え

震災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行っていくものとする。市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1 避難所の整備

(1) 避難所の指定-----【石岡市(総務部)】

市は、市に関連する地震被害想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のうち、居住場所を確保出来なくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定する。避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事及び宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、必要に応じ、茨城県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。避難所一覧は、資料編 2-3 参照。

(2) 避難所の耐震化-----【石岡市(総務部)】

市は、平常時から建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

また、市に係る県の避難所に指定されている施設も同様とする。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備-----【石岡市(総務部)】

市は、避難所に必要な食糧及び資機材等を予め整備し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- ア 食糧, 飲料水
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ, テレビ
- エ 通信機材（市町村防災行政無線を含む）
- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機を含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材（常備薬, マスク, 消毒液を含む）
- コ 物資の集積所（備蓄倉庫を含む）
- サ 仮設の小屋又はテント（仮設トイレ）
- シ 工具類

(4) 避難所の運営体制の整備-----【石岡市（総務部）】

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 避難所の感染症対策-----【石岡市（総務部）】

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

2 食糧, 生活必需品の供給体制の整備

(1) 食糧の備蓄及び調達体制の整備

ア 石岡市の体制整備-----【石岡市（総務部）】

市は、想定されるり災人口の最低3日（推奨1週間）分を目標として食糧の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀の買い受けを円滑

に行えるよう、県南農林事務所、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。このほか、生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めることとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の避難行動要支援者へも配慮することが必要である。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

イ 茨城県の体制整備-----【茨城県】

県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄を行うものとする。

なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。さらに、備蓄数量の設定に当たっては、市町村の備蓄状況等を勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。

(ア) 公的備蓄

県は、想定される被災人口の最低3日（推奨1週間）分に相当する量为目标として、食糧の公的備蓄を行う。

なお、品目については、高齢者等の避難行動要支援者を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

<備蓄品目>

・パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

＜備蓄場所＞

県は、県内数箇所に設置する県の広域活動拠点等を備蓄場所とする。

(イ) 流通在庫備蓄

県は、県内の食品製造業及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食糧及び飲料水の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

- ・ パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

なお、品目については、高齢者等の避難行動要支援者を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

(ウ) 政府所有の米穀・乾パンの調達体制の整備

県は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう農林水産省生産局との連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

ウ 事業所、住民等の備蓄-----【事業所、住民】

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、前記イの(ア)及び(イ)に掲げる品目を最低3日（推奨1週間）分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

ア 石岡市の体制整備-----【石岡市(総務部)】

市は、想定されるり災人口を目標として、避難生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。

また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の避難行動要支援者へも配慮することが必要である。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

(ア) 備蓄物資の数量及び保管状況の点検

- ・ マスク、体温計、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、PPE※、パーティション、テント、段ボールベッド、クリアフェンス等、

また、機器については、作動点検を行う。

※PPE（個人用防護具）：手袋，エプロン，ガウン等

イ 県の体制整備-----【茨城県】

県は、災害時における市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄を行うほか、日常生活に必要となる各種の生活必需品の調達体制の整備を行うものとする。

県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とする。

(ア) 公的備蓄

県は、想定されるり災人口に相当する量を目標として、避難生活等において必要不可欠な毛布等の生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者等の避難行動要支援者を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

<備蓄品目>

- ・毛布，ビニールシート，簡易トイレ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，生理用品，トイレットペーパー等

<備蓄場所>

県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。

(イ) 流通在庫備蓄

県は、県内の小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の生活必需品の確保を行うとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

表 2-1-3-9 県の流通在庫備蓄の調達品目

種別	品 目
寝具	毛布、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等
日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等
衣料品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等
炊事用具	鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等
食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
光熱材料	発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
その他	ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等

なお、品目については、高齢者等の避難行動要支援者を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。

ウ 事業所、住民等の備蓄-----【事業所、住民】

事業所及び住民は、日常生活に必要となる品目を備えるものとする。

3 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成-----【石岡市(生活環境部)、湖北水道企業団、八郷水道事務所】

市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

ア 緊急時の指揮命令系統、給水拠点、水道施設及び道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。

イ 茨城県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省及び自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。

(ア) 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。

- ・集結場所、駐車場所、居留場所
- ・職員と支援者の役割分担と連絡手段

(イ) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。

- ・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
- ・地震規模に応じた断水時期の目処
- ・住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

(ウ) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。

- ・指揮命令系統の整った支援班の編成
- ・自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備-----【湖北水道企業団，石岡市（生活環境部）】

湖北水道企業団及び市は，地震により水道施設が損壊し，供給が不能となった場合，施設の早期復旧を図るとともに，速やかに応急給水活動が行えるよう，応急給水機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行うものとする。

<品目>

- ア 給水タンク車
- イ 給水タンク
- ウ 浄水器
- エ ポリ容器
- オ ポリ袋等

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

-----【石岡市消防本部，石岡市（総務部，生活環境部），湖北水道企業団】

湖北水道企業団及び市は，避難所又はその周辺地域において，飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進めるものとする。

表 2-1-3-10 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧

管轄	水利番号	所在地	目 標	口数	容量 (m ³)	設置年	備考
石岡	1	総社 1-2-10	石岡小学校北西側	2	60	平成 7 年	対流式
柏原	2	若松 1-11-18	府中小学校校庭内	2	60	平成 8 年	密閉式
石岡	3	旭台 1-8	八軒向第一公園内	2	60	平成 9 年	密閉式
石岡	4	南台 4-1-1	南小学校校内	2	60	平成 10 年	密閉式
石岡	5	杉並 2-3-1	杉並小学校校庭内	2	60	平成 11 年	密閉式
愛郷橋	6	石川 1153	旧関川小学校校庭内	2	40	平成 12 年	密閉式
柏原	7	根当 10949	旧北小学校駐車場内	2	40	平成 13 年	密閉式
愛郷橋	8	三村 7109	城南地区公民館内	2	40	平成 14 年	密閉式
愛郷橋	9	高浜 65-1	旧高浜小学校校庭内	2	40	平成 15 年	密閉式

(4) 検水体制の整備-----【石岡市（総務部，生活環境部），湖北水道企業団】

市は，井戸，プール，防火水槽，ため池，沈殿池及び河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について，飲用の適否を調べるため，事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

4 り災証明書の交付

(1) り災証明書の交付-----【石岡市（総務部）】

市は，災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充

実強化に努めるものとする。

市は、県と協力して、被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに、市の担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会を設けること等により、被災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図るものとする。

(2) 家屋以外の証明-----【石岡市(総務部)】

住家以外の被害証明は、原則として行わないものとし、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。

ただし、本部長が特に必要と認める場合には、被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で被害証明書の発行を行うものとする。この場合、本部長は、被害届出証明書及び被害証明書を発行する班を指定し、指示された班は災害相談窓口等において申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。

第6 避難行動要支援者安全確保のための備え

近年の災害では、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備及び明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備-----【石岡市(福祉部)、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、災害時に備え予め防災組織を整え、職員の職務分担、招集計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備-----【石岡市(福祉部)、社会福祉施設等管理者】

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）及びボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）及びボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保-----【石岡市(都市建設部)、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は避難行動要支援者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄-----【石岡市(総務部)、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水及び医薬品等の備蓄に努める。

市は、避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施-----【石岡市(総務部)、社会福祉施設等管理者】

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）及びボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）及びボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 避難行動要支援者救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者状況把握-----【石岡市(福祉部)、茨城県(土浦保健所)】

市は、災害発生時に、高齢者や障がい者等の特に配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）のうち特に支援が必要な者について、避難の支援、安否確認等を適切かつ円滑に実施するために、平常時より当該要配慮者に関する情報を把握し、災害対策基本法第49条の10～13に基づき避難行動要支援者名簿（以下、「要配慮者名簿」という。）を作成するものとする。また、名簿の策定・活用等については、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、以下のとおり定める。

ア 避難支援等関係者となる者

- (ア) 消防
- (イ) 警察
- (ウ) 民生委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

イ 要配慮者名簿に掲載する者の範囲

以下の(ア)～(オ)の中で、災害発生時に避難支援等が必要な者

- (ア) 高齢者
- (イ) 要介護者
- (ウ) 障がい者
- (エ) 妊産婦・乳児
- (オ) その他市長が認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 名簿作成に必要な個人情報
 - a 氏名

- b 住所又は居所
- c 性別
- d 生年月日
- e 年齢
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(イ) 情報の入手方法

- a 「手上げ方式」及び「同意方式」の併用により要配慮者本人から取得
- b 関係部局等が把握している高齢者や障がい者等の情報を利用

エ 名簿の提供及び管理

(ア) 名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、平常時より避難支援等関係者へ提供することができる。ただし、災害発生時、又は災害発生の恐れがある時は、本人の同意の有無に関わらず、当該情報を避難支援等関係者（上記ア(イ)～(カ)のとおり）へ提供することができるものとする。

(イ) 名簿の管理

- a 名簿情報の管理は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- b 名簿情報の更新については、定期的実施する。
- c 名簿情報については、情報の適正管理を徹底する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

- (ア) 名簿提供については、原則、当該要配慮者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分説明する。
- (ウ) 施錠可能な場所にて要配慮者名簿の保管を行うように指導する。
- (エ) 受け取った要配慮者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための措置

災害発生時、又は災害発生の恐れがある時に、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう多様な手段を活用して、高齢者等避難等を適時適切に伝達する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、日頃より要配慮者とのコミュニケーションを心がけ、避難方法等について協議する。また、避難支援においては、避難支援等関係者自身の安全確保が第一であることを念頭に置き、その上で、要配慮者に対し、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けら

れない可能性もあることを理解してもらう。

また、関係機関との連携を図り、個人情報の取扱に十分留意しつつ、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

表 2-1-3-11 身体障害者手帳交付数

等級	1	2	3	4	5	6	計
交付数	1,083	455	445	642	183	150	2,907

文献：統計いしおか（平成31年3月31日現在）

表 2-1-3-12 要介護(支援)認定者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	341	393	904	685	567	517	402	3,809
65歳以上75歳未満	52	38	98	74	56	50	40	408
75歳以上	289	355	806	611	511	467	362	3,401
第2号被保険者	7	6	14	25	11	12	12	87
計	348	399	918	710	578	529	414	3,896

文献：統計いしおか（平成31年3月31日現在）

(2) 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備-----【石岡市(福祉部)】

市は、震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備-----【石岡市(福祉部)】

市は、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者の連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支援体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

-----【石岡市(総務部、福祉部)、自主防災組織、在宅ケアチーム】

市は、近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握-----【石岡市(総務部, 生活環境部)】

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施-----【石岡市(総務部)】

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発-----【石岡市(市長公室, 総務部)】

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、多言語版の石岡市スーパー防災ハンドブックの普及啓発を行う。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備-----【石岡市(総務部, 市長公室, 関係各部)】

ア 外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、予めその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第7 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1 燃料の調達、供給体制の整備

- (1) 市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合石岡支部及び八郷支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。
- (2) 重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

(1) 石岡市

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

(2) 優先給油所

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市町村と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

第1章 震災予防計画

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市及び防災は防災教育活動を推進するものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

1 一般市民向けの防災教育

(1) 普及すべき内容-----【石岡市(各部)】

ア 「自助」「共助」の推進

(ア) 最低3日分、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。

(イ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。

(ウ) 避難行動をあらかじめ認識するための取組

警報等や避難指示令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

(エ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(オ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築。

(カ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震の備えについて普及・啓発を図る。

(キ) 適切な避難行動

避難行動への負担感等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取れるよう推進する。

(ク) 避難場所・避難経路の確保

平時において、指定避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル等の避難場所や経路等の確認を推進する。

(ケ) 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理を行う前に、家屋内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動の啓発を図る。

イ 緊急地震速報の普及活動-----【水戸地方気象台、石岡市(各部)】

水戸地方気象台及び市は、災害時に市民が適切な避難行動が取れるよう緊急地震速報の普及を図る。

(2) 普及啓発手段-----【石岡市(各部)、石岡市消防本部】

市は、県と協力し、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

ア 広報紙、パンフレットの配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

イ 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

ウ 体験重視で幅広い教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。また、特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。

エ その他のメディアの活用

- (ア) テレビ・ラジオ局、CATV 局の番組の活用
- (イ) ビデオ、フィルムの製作、貸出
- (ウ) 文字放送の活用
- (エ) インターネットの活用
- (オ) 地震体験車等の教育設備の貸出

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育-----【石岡市(教育委員会)、学校等設置者】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ及び防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては地震体験車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育-----【石岡市(教育委員会), 学校等設置者】

指導のための手引書等の作成・配布および避難, 救助(心肺蘇生法等)の指導者研修会を通して, 指導者の資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は, 災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため, 以下の様な防災教育・計画的かつ継続的な研修に努め, 長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟-----【石岡市(総務部)】

被災者救護活動, 情報収集活動, 応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して, 災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより, 対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

災害に関する学識経験者, 防災機関の担当者及び災害を被った自治体の担当者等を講師として招き, 研修会や講演会を開催する。

第2 文教計画

石岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校等における児童生徒等及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

1 防災上必要な教育の実施-----【石岡市(教育委員会), 学校】

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動及び社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施-----【石岡市(教育委員会), 学校】

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消火・避難及び救助のための施設・設備等の整備-----【学校, 石岡市消防本部】

災害発生の場合、迅速かつ適切な消火・避難及び救助が実施できるよう消火、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置

-----【石岡市(都市建設部, 教育委員会), 学校, 石岡市消防本部】

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を震災から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、震災に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を震災から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備及びその他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

表 2-1-4-1 市立学校一覧

名称	所在地	電話番号（市外局番 0299）
石岡小学校	総社一丁目 2 番 10 号	22-6105
府中小学校	若松一丁目 11 番 18 号	24-0111
東小学校	旭台一丁目 11 番 3 号	26-2342
南小学校	南台四丁目 1 番 1 号	26-2850
杉並小学校	杉並二丁目 3 番 1 号	24-2912
柿岡小学校	柿岡 2159 番地 2	43-0904
小幡小学校	小幡 4080 番地	42-3502
葦穂小学校	小屋 1054 番地	43-0169
吉生小学校	吉生 513 番地 2	43-0987
恋瀬小学校	小見 832 番地 1	43-2009
瓦会小学校	瓦谷 1135 番地 2	44-0055
園部小学校	宮ヶ崎 6 番地	46-1017
東成井小学校	東成井 996 番地	46-1341
林小学校	下林 857 番地 1	43-0155
小桜小学校	川又 746 番地	42-3204
石岡中学校	東石岡四丁目 2 番 1 号	26-2340
府中中学校	若松二丁目 6 番 5 号	24-0022
国府中学校	総社二丁目 12 番 1 号	24-0510
八郷中学校	柿岡 3513 番地 2	43-0062
園部中学校	山崎 1862 番地	46-0506

5 文化財被災予防措置-----【石岡市（教育委員会）】

(1) 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点を置くものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置などを推進する。

(2) 建造物

市指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者などの意向を踏まえながら推進する。

(3) 史跡及び天然記念物

地震災害に対する指定地域内の史跡及び天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

6 文化財保護対策

- (1) 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用及び災害時における防災の方法等の防災措置について指導する。
- (2) 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- (3) 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

※石岡市の文化財一覧は資料編 2-7 参照。

第3 防災訓練

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携の下、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

1 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置，運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- エ 救出・救助，救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧，障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達

(2) 訓練参加機関-----【石岡市(各部)，防災関連機関，事業所，住民】

市内の防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ，市が主催して実施する。

その他，自主防災組織，ボランティア組織及び一般市民の参加も広く呼びかけるとともに，応援の派遣，受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制-----【警察本部（石岡警察署）】

警察本部（石岡警察署）は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で，区域や道路の区間を指定して，歩行者や車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

2 石岡市及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 石岡市による避難訓練-----【石岡市(総務部)】

地震時における避難指示及び立ち退き等の円滑，迅速，確実に期するため，市が中心となり警察，消防及びその他の関係機関の参加の下，自主防災組織及び住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園，保育園，小学校，中学校，病院及び社会福祉施設等における訓練-----【学校等】

災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利

用者の生命・身体を安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練-----【防災関連機関】

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(3) 通信訓練-----【石岡市(各部)】

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練-----【事業所】

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、市、市消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練-----【自主防災組織】

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市と市消防本部及び消防団の指導の下、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般市民の訓練-----【住民】

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練及び家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第4 災害に対する調査研究

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

1 基礎的調査研究-----【石岡市(市長公室)】

市内の自然条件及び社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通及び情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

イ 活断層の状況(活断層の分布、活断層の動態等)

活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

ア ハード面

(ア) 建築物の用途、規模、構造等の現況

(イ) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口、災害弱者等の人口分布

(イ) 市民の防災意識等

ウ 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

2 防災アセスメントの実施-----【石岡市(総務部)】

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価

等を行う防災アセスメントは効果的であり、市及び防災関係機関で協力して実施するものとする。
なお、実施に際しては、基礎的調査研究の成果等を十分に活用するものとする。

3 被害想定調査の実施-----【石岡市(総務部)】

(1) 石岡市全域を対象とした被害想定の実施

震災に関する総合的な被害想定調査は、震災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、市及び防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

このため、特に、予め震源の特定が困難である直下の地震については、市の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、市全域を対象とした想定調査を推進する。

(2) 地震被害予測システムの構築

地震被害想定過程をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練、震災対策立案支援及び計測震度計とのリンクにより地震後の即時地震被害予測への活用を図る。

(3) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

4 震災対策に対する調査研究-----【石岡市(総務部)】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。

したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- (1) 災害に強いまちづくりのための調査研究
- (2) 地震被害軽減のための調査研究
- (3) 防災教育・訓練のための調査研究
- (4) 応援・派遣に関する調査研究
- (5) 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- (6) 被災者生活救援のための調査研究
- (7) 応急復旧・事後処理のための調査研究
- (8) 震災復興のための調査研究

5 災害教訓の伝承-----【石岡市(総務部)、住民】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調

査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

第5 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

1 市町村の取り組み

(1) 普及啓発

企業における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供等に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

第6 愛玩動物の保護対策

1 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

第7 イベント等の避難対策

1 イベント等の避難対策

イベント実施者は、大規模災害時に、来場者等の安全・安心を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を実施するため、安全管理マニュアル等の作成を行うものとする。

石岡市地域防災計画(第2編 震災対策編)

第2章 震災応急対策計画

第2章 震災応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員招集

市及び関係各機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

1 職員の招集体制区分の基準及び内容-----【石岡市(各部)】

職員配備の決定基準は、市内での地震の揺れの規模、災害の状況等により表 2-2-1-1 に示す招集体制区分に基づくものとする。参集場所は、特に指定されている場合を除き、原則各勤務場所とする。

災害対策連絡会議の設置基準は、警戒配備基準と同様、状況により総務部長が会議を主催し、その対応を指示する。

表 2-2-1-1 招集体制区分

体制区分		招集基準	招集体制	招集対象者
警戒体制		・市域に震度4の地震発生 ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき	・防災危機管理課において情報収集を行い、他の部署においては連絡を受けられる体制とする。 ＜必要に応じて災害対策連絡会議を招集する。＞	・防災危機管理課
非常体制	第1次配備	・市域に震度5弱の地震が発生したとき ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき ・その他災害に状況により、市長が必要と認めたとき	・災害応急対策が円滑に行える体制とする。(職員の2/3程度) ＜災害対策本部を設置する＞	・全課長補佐以上(消防管理職員を含む) ・避難所開設・運営担当 ・市内各公共施設(学校を含む)責任者 ・全員(市長直轄組織、市長公室、総務部、財務部、生活環境部、社会福祉課、産業戦略部、都市建設部、会計課、農業委員会、監査事務局、議会事務局、スポーツ振興課、中央公民館、八郷総合支所)
	第2次配備	・市域に震度5強の地震が発生したとき ・その他災害状況により市長が必要と認めたとき	・それぞれの対策活動ができる体制とする(全職員)。	・全職員

2 職員の招集

(1) 職員の招集体制の決定-----【石岡市(各部)】

ア 警戒体制

総務部長が、職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。

ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能な場合は防災危機管理課長が代行する。

イ 非常体制

市長が、職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。

ただし緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能な場合は総務部長が代行する。

ウ 決定者

上記ア、イの決定者は次のとおりとする。

表 2-2-1-2 各体制の決定者

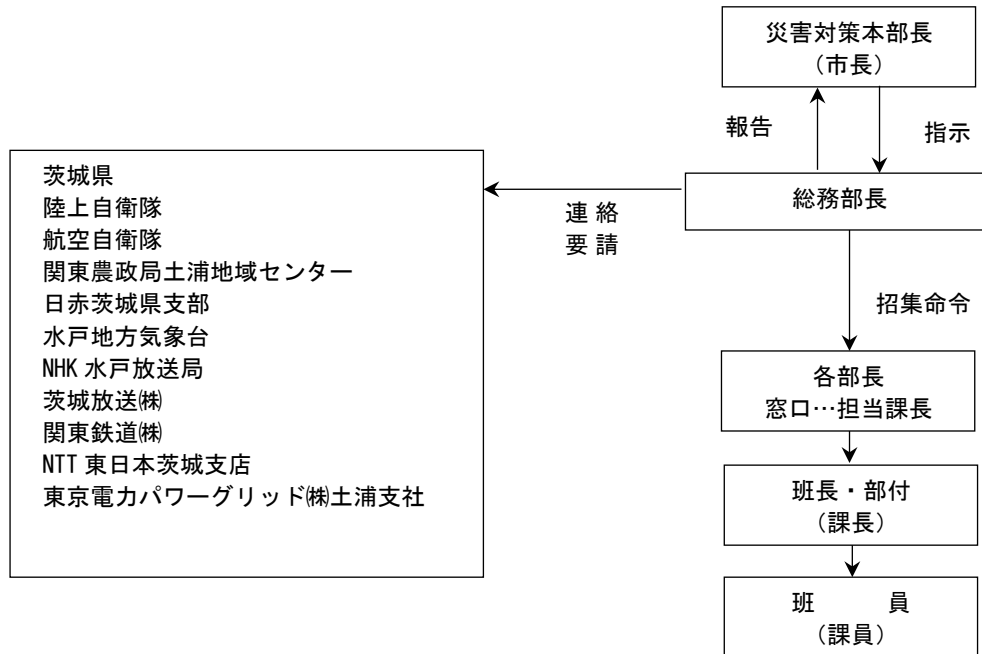
	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(2) 職員の招集-----【石岡市(総務部)】

総務部長は、(1)における招集体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の招集を行うものとする。

ア 招集の伝達系統

図 2-2-1-1 招集時の伝達系統



なお、警戒体制の伝達については、総務部長の指示に基づき、防災危機管理課長が行う。

イ 招集の伝達手段

(ア) 勤務時間中における招集の伝達

a 庁内の放送設備及び電話による伝達

防災危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、招集の伝達をする。

○庁内放送文(例)

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。)ただ今の強い地震で市内に被害が発生した模様です。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施します。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期してください。以上繰返します。」

b 使送による伝達

(a) 庁舎内放送及び庁舎内電話が使用出来ない場合は、防災危機管理課長は、総務動員班班員の使送により、次の招集伝達担当課を通じ各部長に招集の伝達をする。

(b) 各部招集伝達担当課(幹事課)は、各班長及び部付に、また、各班長及び部付は分担し、各班員に伝達する。各班の分掌事務は、表 2-2-1-4 参照。

(イ) 勤務時間外における招集の伝達

a 携帯電話、緊急参集メールによる伝達

災害対策本部長は、携帯電話等を用い災害対策本部、本部員及び防災危機管理課職員に招集の伝達をする。

b 一般加入電話による伝達

防災危機管理課長は、各班長、部付及び支所の長に、各班長、部付及び支所の長は所属職員にそれぞれ部局課において定めている非常連絡系統図により一般加入電話を用いて招集の伝達をする。

ウ 招集状況の報告

各部長は、職員の招集状況を速やかに把握し、総務部長に報告するものとする。

また、総務部長は市長に報告するものとする。

表 2-2-1-3 報告事項

部・班名
招集連絡済人員数
招集連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
その他

(3) 義務登庁-----【石岡市(各部)】

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を体感した場合、又は市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

(4) 自主参集-----【石岡市(各部)】

職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震を体感した場合、又は市内震度が5弱以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。

ただし、体感震度は被災場所や個人差により、定量的な判断が難しいため、比較的規模の大きな地震と思われる場合は、積極的に登庁することを心掛ける。

なお、予め定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集するものとする。

(5) 非常時の措置-----【石岡市(各部)】

職員は、速やかに予め定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食糧(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク又は徒歩とすること。

また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、そこでの指示を受け災害応急対策に従事する。

イ 参集した場合の措置

(ア) 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集出来ない理由を報告する。

(イ) 当該出先機関の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、又は市の防災行政無線が利用できる場合は、前記(ア)により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

ウ 勤務場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

第2 災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める必要がある。

このため市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

1 茨城県の災害対策本部-----【茨城県】

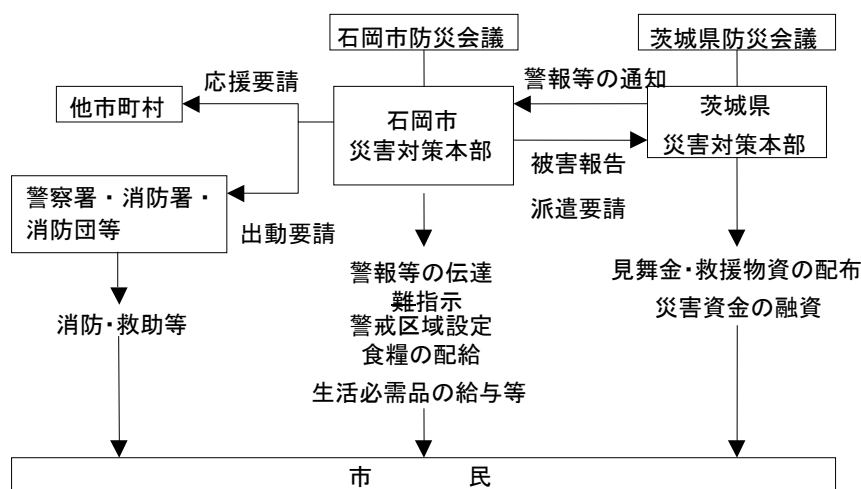
県の災害対策本部の設置、組織招集体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 石岡市における災害対策本部の設置

(1) 総合防災体制-----【石岡市防災会議】

石岡市防災会議は、市域に係る茨城県総合防災体制の中核として石岡市地域防災計画を作成しその実施を推進する。石岡市災害対策本部条例は資料編 2-8 を参照。

図 2-2-1-2 石岡市の総合防災体制



(2) 設置基準

ア 災害対策連絡会議設置基準

災害対策連絡会議は、次の場合、必要に応じて設置する。

- (ア) 市内震度が4を記録し、ある程度の被害が確認されたとき
- (イ) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を受けた場合
- (ウ) その他総務部長が必要と認めた場合

イ 災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。なお、市内震度が5弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。

- (ア) 地震により相当程度の局地災害が発生したとき
- (イ) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき
- (ウ) 大規模な災害が発生したとき
- (エ) その他市長が必要と認めた場合

ウ 招集配備基準との対応

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準と招集体制区分の基準との対応は「第2章 第1節 第1 職員招集」に示したとおりである。

(3) 組織

ア 災害対策連絡会議

災害対策連絡会議は、議長を副市長、副議長を総務部長及び連絡会議付を防災危機管理課長とし、連絡会議構成員を各部長、各局長、支所長、教育委員会教育部長とする。

- (ア) 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置
- (イ) 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策連絡会議の庶務は総務部防災危機管理課とする。

イ 災害対策本部

災害対策本部は本部長を市長、又、副本部長を副市長が務め、事務局長を総務部長が務める。

本部には部が設けられ、図 2-2-1-3 に示す各部長・局長等及び事務局等が本部員を構成する。

図 2-2-1-3 災害対策本部組織図



(ア) 各部の編成及び分掌事務

本部に置く部の編成及び分掌事務については、表 2-2-1-4 に示すとおりとする。

表 2-2-1-4 石岡市災害対策本部事務分掌（その1）

部別	班	担当課	分掌内容
市長公室	広報班	秘書広聴課 議会事務局 監査事務局	災害広報
			被害状況などの撮影及び記録
			報道機関等との連絡調整及び発表
	第1情報班	政策企画課 人口創出課	市民からの被災状況収集
			災害相談
			災害後の復旧事業計画
			他の班の応援
総務部	総務動員班	総務課 防災危機管理課 契約検査課 支所総務課	各班や他の市町村・県等との連絡調整
			災害対策本部等の庶務
			情報収集と統括
			応援要請や協力要請
			防災会議委員との連絡調整
			災害時の職員の招集・服務管理
			災害救助法などの申請
			自主防災組織との連絡調整
			防災無線などの統括
			災害対策職員の食事や健康管理のバックアップ
			災害派遣職員の受入
			報道機関等への発表の協力
			激甚法の指定に関すること
			工事の契約
			避難指示などの本部長命令の伝達・調整
			他の部署に属さないこと
	第2情報班	情報政策課	防災関係機関からの被災情報収集
			気象および洪水情報収集、記録
			ホームページ上での災害対応
			他の班の応援
財務部	財政班	財政課 ふるさと納税・財産活用課 会計課	予算及び決算・経費の支払い
			物品の調達
			車両その他の輸送手段の確保
			災害対策本部開設の協力
			市有物件の修理など
			他の班の応援
			部内事務の取りまとめ
	調査輸送班	税務課 収納対策課	食糧・飲料水・救助物資資材などの輸送
			罹災者の避難のための輸送
			罹災者への租税の減免措置
			避難者の整理、避難誘導
			罹災証明書の発行の協力
			要搜索者名簿の作成の協力
			他の班の応援

表 2-2-1-4 石岡市災害対策本部事務分掌（その2）

部別	班	担当課	分掌内容
福祉部	第1救援班	社会福祉課	部内事務の取りまとめ
			災害救助法の運用実務
			日本赤十字との連絡調整
			障がい者の援助、救護
			義援金、義援物資の受付・配分
			遺体の収容・埋火葬
			ボランティア団体等との連絡調整
			要保護被災者の応急対策
			災害弔慰金の支給及び災害援護資金等
			福祉避難所開設依頼
			その他救助・救護
子育て健康部	第2救援班	高齢福祉課 介護保険課 ひまわりの館	高齢者・乳幼児の救助、救護
			応急保育の実施
			社会福祉協議会との連絡調整
			社会福祉施設との連絡調整
		こども未来課 子育て応援課	福祉避難所開設協力
			他の班の応援
	医療救護班	健康増進課	医療、助産及び救護
			要搜索者名簿の作成の協力
			医師会等との連絡調整
			医療資機材及び薬品等の調達
			救護所の設営
生活環境部	市民活動班	市民課 コミュニティ推進課 支所市民窓口課	部内事務の取りまとめ
			交通規制及び警察との連絡調整
			要搜索者名簿の作成
			遺体の埋火葬の許可
			外国人の援助、救護
			市民組織との連絡調整
			市登録外国人の被災状況調査
			施設の被災調査、復旧
			他の班の応援
	防疫清掃班	生活環境課 水道課	防疫
			給水源の確保
			ごみ、瓦礫の収集及び処理
			遺体の収容、埋火葬の協力
			し尿の収集処理
			仮設トイレの設置管理
	援護班	保険年金課	他の班の応援
			被災者への国民健康保険税の減免
			被災者への国民年金保険料の減免等
			罹災証明書の発行の協力
			他の班の応援

表 2-2-1-4 石岡市災害対策本部事務分掌（その3）

部別	班	担当課	分掌内容
産業戦略部	商工班	商工観光課 産業プロモーション課	部内事務の取りまとめ
			救助用物資の斡旋
			商工業施設等の被災調査
			中小企業の災害対策全般
			罹災者の就職斡旋
			応急給水
	農業畜産班	農政課 地籍調査課 農業委員会	応急給水
			応急食糧の供給
			農地、農作物の被害調査及び対策
			農業用施設等の調査及び対策
			家畜等の災害調査及び対策
			家畜等の伝染病予防及び防疫
			農業災害資金の融資
			冠水農地及び湛水地域の排水
			農協関係団体との連絡調整
			他の班の応援
都市建設部	都市計画班	都市計画課 駅周辺にぎわい創生課	部内事務の取りまとめ
			災害復興に係る都市計画
			応急土地利用
			都市計画街路都市公園の施設災害の応急対策
			区画整理事業等応急対策指示及び被害調査
			仮設住宅等建設用地の確保
			臨時ヘリポート開設の協力
	土木班	道路建設課	道路・堤防・橋梁等の災害調査及び復旧対策
			地すべり、がけ崩れ等の災害調査及び復旧対策
			倒壊建築物の解体、がれきの処理
			倒壊建築物の救出
			遺体の収容の協力
			危険建物、区域等安全確保
			道路の障害物除去、緊急輸送道路の確保
			他の班の応援
	建築班	建築住宅指導課	災害救助法に基づく災害家屋の修繕
			被災建物危険度判定の協力
			仮設住宅の設営
			被災者に対する住宅供給計画
			市営住宅の点検補修
			他の班の応援
	下水道班	下水道課	下水道施設の被害調査及び応急対策
			下水道施設の点検整備復旧
			農業用集落排水施設の点検、整備、復旧
			他の班の応援

表 2-2-1-4 石岡市災害対策本部事務分掌（その4）

部別	班	担当課	分掌内容
教育委員会	教育総務班	教育総務課 学校教育課	部内事務の取りまとめ
			避難者の誘導及び収容
			避難所の開設及び運営
			被災児童や生徒等救護と学用品の供給
			応急教育
			学校施設の点検整備復旧
			学校施設の防疫
	教育施設班	生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課 学校給食課 中央公民館 中央図書館	社会教育施設、体育施設及び文化財の被災調査・復旧
			避難者の誘導及び収容の協力
			避難所の開設及び運営の協力
			所管施設の応急給水炊き出し協力
			災害物資集積所開設運営
			仮設住宅建設用地の確保協力
			臨時ヘリポート開設の協力
			学校給食
			他の班の応援
消防本部	警防班	総務課 警防課 予防課	部内事務の取りまとめ及び連絡
			職員の招集及び災害対策従事者の服務
			消防団との連絡調整
			被災者の救出、救助、避難
			水防・消防対策
			救急救助資機材の管理運用
			救急医療の通信及び連絡
			避難者の誘導及び救出
			災害による行方不明者の捜索
			雨量情報等気象情報の収集、受領、伝達
			被災状況調査
			河川・危険区域の応急処置
			罹災証明書の発行
			危険物等の流出及び安全対策
			自主防災組織との連絡調整

(イ) 活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として「第2章第1節第1 職員招集」によることとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(4) 設置の決定-----【石岡市(総務部)】

ア 災害対策連絡会議招集の決定（警戒体制時）

総務部長は、地震情報、被害情報に基づき必要と認めるときは災害対策連絡会議を招集する。

ただし、緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能な場合は、防災危機管理課長が代行する。

イ 災害対策本部設置の決定（非常体制時）

地震情報（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合も含む。）、被害情報等に基づき、市長が状況を判断し、必要と認めるときは、災対法第23条第1項の規定又は大規模地震対策特別措置法第16条に基づき災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能な場合は、総務部長が代行する。

ウ 決定者

上記ア、イの決定者は次のとおりとする。

表 2-2-1-5 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制 (災害対策連絡会議)	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制 (災害対策本部)	市長	副市長	総務部長

(5) 本部の設置-----【災害対策本部】

ア 設置に関する指示及び伝達

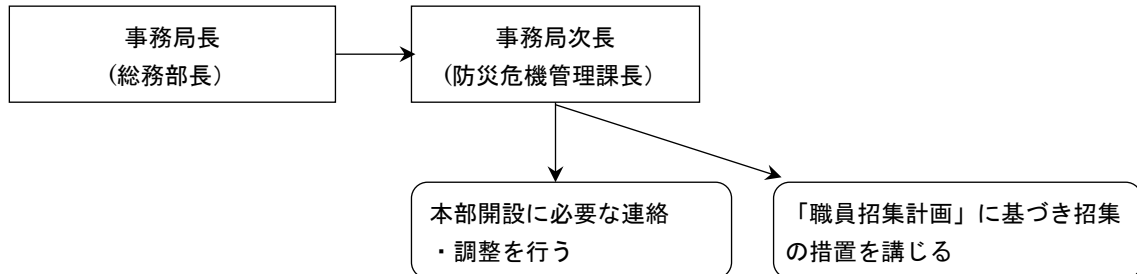
(ア) 副本部長への連絡

災害対策本部事務局(以下「事務局」という。)長(総務部長)は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長に連絡する。

(イ) 本部設置に関する指示

事務局長は、次の流れで本部設置に関する指示を行う。

図 2-2-1-6 災害対策本部設置時の伝達系統



イ 災害対策本部の設営配置

災害対策本部は、本庁舎 2 階に設置する。前記以外の本部職員は、それぞれ所属する課，所，室，局において配置につくものとする。本部室配置概要図は、資料編 2-9 を参照。

表 2-2-1-7 災害対策本部の整備区分

区分	使用資機材	摘要
机・椅子等の配置	会議室常備品	
有線通信設備	財政課管理分	設備のための要員確保，NTT との連絡
無線通信設備	県防災情報無線 消防無線 地域防災無線	ケーブル類の準備
庁内放送設備	常設設備	
ラジオ・テレビ	財政課管理分 総務課管理分	アンテナ・フィーダーの準備
非常用自家発電	庁舎常備のもの	管理委託会社の運転要員との連絡
各種表示	総務課作成	本部室全面に「石岡市災害対策本部」の表示をするほか，別記「本部室配置概要図」による表示をする
印刷関係事務機	財政課管理分 総務課管理分	複写機，印刷機
管内大地図	総務課備品	1 万分の 1 白地図，住宅地図等
被害状況表示板	総務課備品	

ウ 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり，かつ，特定の地域に著しい被害が生じたときは，災対法第 23 条の規定に基づき，より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

(ア) 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 現地災害対策本部の設置基準

- a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- b 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

(ウ) 現地災害対策本部の分掌事務

- a 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関する事
- b 現地における災害応急対策の指揮・指令に関する事

(6) 本部員の招集-----【石岡市(総務部)】

総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の招集を行うものとする。

なお、招集の手順については、「第2章第1節第1 職員招集」において示したとおりである。

(7) 本部の運営-----【災害対策本部】

ア 本部室の運営

本部室における各班の事務分担及び運営等については、石岡市災害対策本部条例による。

イ 本部会議

(ア) 組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。会議の庶務は、事務局が担当する。

- a 災害救助法の実施に関する事。
- b 本部の活動体制に関する事。
- c 現地災害対策本部に関する事。
- d 災害応急対策の実施及び調整に関する事。
- e 応援に関する事。
- f 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関する事。
- g 災害広報に関する事。
- h 県に対する要望に関する事。
- i 災害対策本部の廃止に関する事。
- j その他重要な事項に関する事。

(イ) 招集

本部長が必要の都度招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外

においては、携帯電話等を用い本部員、事務局員を招集する。

ウ 本部設置等の通知及び公表

事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

表 2-2-1-8 通知及び公表先

通知及び公表先	方 法	担 当	備 考
茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課	電話 防災電話・FAX 防災情報システム	総 務 部 長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK 及び茨城放送を通じて行う。 (報道機関を除く) NHK 水戸放送局 TEL 029-232-9830 茨城放送 TEL 029-244-3991
石 岡 市 消 防 本 部	電話 防災電話・FAX	総 務 部 長	
石 岡 警 察 署	電話	総 務 部 長	
報 道 機 関	口頭又は文面	広 報 班 長	
市 民	広報車、メールマガジン	広 報 班 長	
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話 防災電話・FAX	総 務 部 長	

エ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し、連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

オ 職員の健康管理及び給食等

事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

なお、職員の休憩・仮眠、医療、給食に関する詳細事項については、資料編 2-10「職員の健康管理及び給食等に関する事項」に従うものとする。

カ 関係者以外の立入制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入を制限する。

キ 精神保健、心のケア対策

被災者の支援や災害対応に関わる職員は、長時間勤務となり、精神状態の急激な悪化により急性ストレス反応や PTSD などが発症する恐れがあるため、休養の必要性を助言し、精神的ケアを行う。

ク 長期にわたる対応が必要な場合の体制整備

災害対応が長期にわたる場合は、ローテーションで対応出来るように、あらかじめ交代要員を確保する体制を整備する。

3 茨城県の現地対策本部との連携-----【災害対策本部】

災害対策本部は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2章 震災応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

1 専用通信設備の運用-----【専用通信設備保有機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いるものとする。

(1) NTTの非常・緊急通話の利用-----【専用通信設備保有機関、東日本電信電話株式会社】

震災時において加入電話が輻輳し、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

ア 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を所轄のNTT支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。(事前対策)

イ 非常・緊急通話の利用

(ア) 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

(イ) 非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編2-11「非常・緊急通話及び電報の内容等」のとおりである。

(2) 非常通信の実施-----【石岡市(各部)、石岡市消防本部、防災関係機関】

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認め

るときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震及び火山等の観測資料

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての実態の収拾、復旧及び交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部及び地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分及び輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱無線局

官公庁、会社及び船舶等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、機関名は、表2-2-2-1「市内の非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

表 2-2-2-1 市内の非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関

非常無線通信取扱機関	受付担当	所在地	電話番号
NTT 東日本（株）茨城支店	災害対策室	水戸市北見町 8-8	029-232-4825
東京電力パワーグリッド(株) 土浦支社	石岡事務所	石岡市鹿の子一丁目 13 番 8 号	0120-995-007
石岡市消防本部	総務課	石岡市石岡一丁目 2 番地 18	27-6123
石岡警察署	地域課	石岡市東石岡一丁目 7 番 2 号	28-0110
日本アマチュア無線連盟	代表：根本紀正	小美玉市羽鳥 1629 番地 1	46-3511
茨城石岡局 TP1YEU	羽富敏之	石岡市北府中二丁目 12 番 59 号	22-5533
石岡アマチュア無線同好会	代表：深谷幸夫	石岡市総社二丁目 5 番 20 号	23-3120
石岡クラブ	岡田 晋	石岡市貝地一丁目 11 番 11 号	24-1271

(3) 他機関の通信設備の利用-----【石岡市（各部）、石岡市消防本部、防災関係機関】

市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。

また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事及び市町村長は、災害発生時における応急措置の実施上、緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。

ア 使用又は利用できる通信設備

・ 警察通信設備	・ 航空通信設備	・ 鉄道通信設備
・ 消防通信設備	・ 電力通信設備	・ 自衛隊通信設備
・ 水防通信設備	・ 気象通信設備	

イ 事前協議の必要

(ア) 市長は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、予め当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）

(イ) 災対法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りでない。

ウ 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、資料編 2-12「警察通信設備の使用手続」に示す手続によって行う。

エ 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。具体的な要請手続については、資料編 2-14 を参照のこと。

オ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合は、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

キ 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第2章第3節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) アマチュア無線ボランティア受入窓口との連携・協力-----【石岡市(総務部)】

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容-----【アマチュア無線ボランティア】

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 地震情報の収集・伝達

気象庁から発せられた地震情報を県や市、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集-----【石岡市(総務部)、防災関係機関】

関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

なお、気象庁は、震度3以上の地震が発生した場合、地震発生後約2分間で、震度速報（震度3以上を観測した地域名と震度）を発表している。

ア 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピンとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁では、この境界沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報が発表される。

当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。

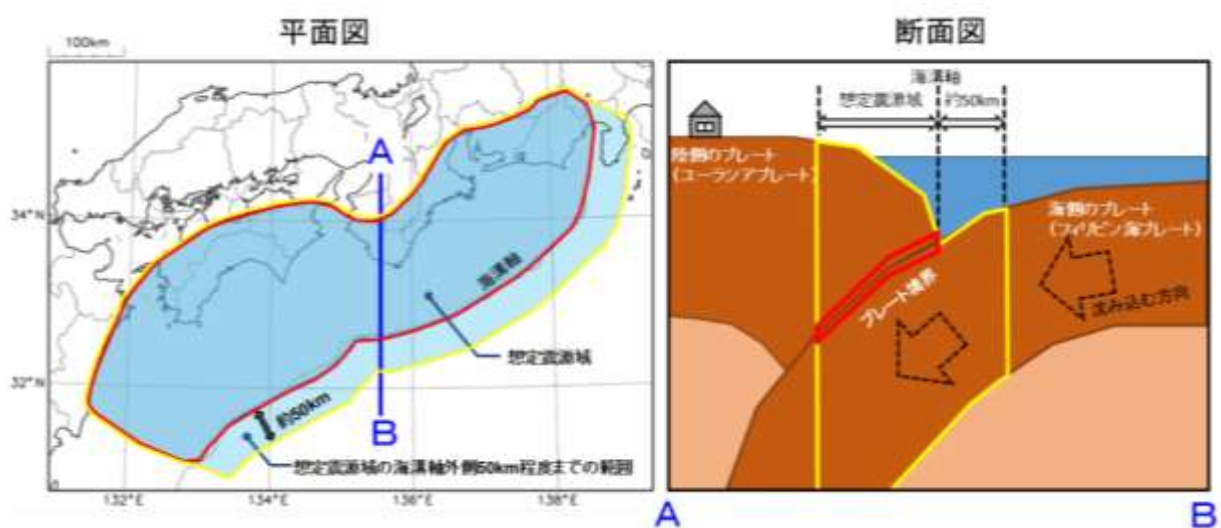
表 2-2-2-2 南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で情報発表される。

表 2-2-2-3 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	情報発表条件
地震発生等 から5～30分 程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上※¹の地震※²が発生 ・1カ所以上のひずみ計※³での有意な変化※⁴と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※⁴が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※⁵が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁶ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※²が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議，2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

- ※1：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計，産業技術総合研究所により愛知県，三重県，和歌山県，高知県，愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、

成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

(2) 地震情報の伝達-----【石岡市（総務部）、茨城県、国、防災関係機関、放送機関】

ア 伝達系統

図 2-2-2-1 地震情報の伝達系統

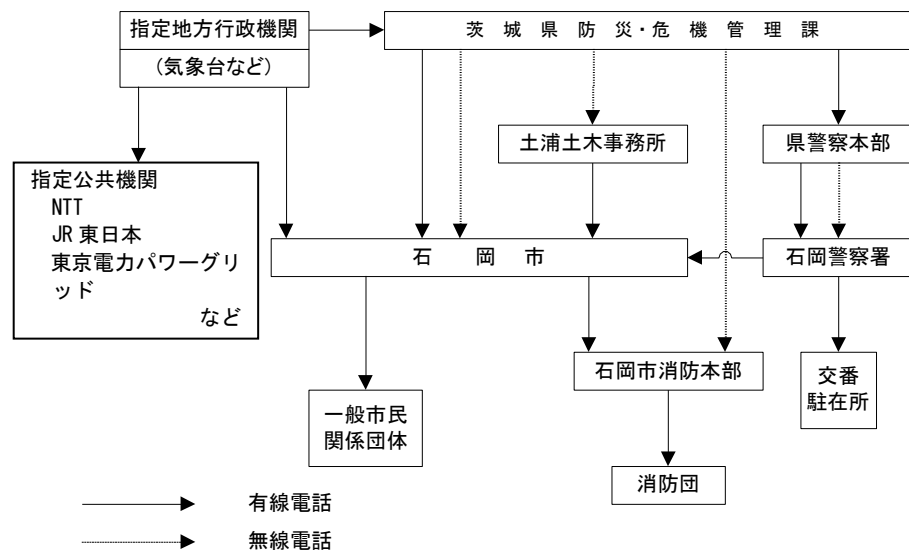


表 2-2-2-4 通信連絡関係機関等連絡先一覧表

関係機関名	所在地	電話番号
石岡市役所	石岡市石岡一丁目 1 番地 1	0299-23-1111
石岡市消防本部	石岡市石岡一丁目 2 番地 18	0299-23-0119
石岡消防署	石岡市石岡一丁目 2 番地 18	0299-23-0119
石岡消防署柏原分署	石岡市鹿の子四丁目 5 番 3 号	0299-35-0119
石岡消防署愛郷橋出張所	石岡市三村 6921 番地 1	0299-26-0119
八郷消防署	石岡市柿岡 291 番地	0299-43-6491
八郷消防署山崎出張所	石岡市山崎 906 番地 35	0299-28-9119
茨城県防災・危機管理課	水戸市笠原町 978 番 6	029-301-2879
		029-301-2885 (直)
県南県民センター(総務課)	土浦市真鍋五丁目 17 番 26 号 土浦合同庁舎内	029-822-7010
土浦土木事務所(総務課)	土浦市中高津三丁目 11 番 5	029-822-4340
土浦保健所	土浦市下高津二丁目 7 番 46	029-821-5342
茨城県警察本部(通信指令室)	水戸市笠原町 978 番 6	029-224-2111
石岡警察署	石岡市東石岡一丁目 7 番 2 号	0299-28-0110
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151
霞ヶ浦河川事務所麻生出張所	行方市麻生 1570-1	0299-72-1428
関東財務局水戸財務事務所	水戸市北見町一丁目 4 番	029-221-3188
関東農政局茨城県拠点	水戸市北見町 1-9	029-221-2184
水戸地方気象台	水戸市金町一丁目 4 番 6	029-224-1105
NTT 東日本(株) 茨城支店	水戸市北見町 8-8	029-232-4825
東京電力パワーグリッド(株)土浦支社石岡事務所	石岡市鹿の子一丁目 13 番 8 号	0120-995-007
東日本旅客鉄道(株) 石岡駅	石岡市国府一丁目 1 番 17 号	0299-22-2352
東日本旅客鉄道(株) 高浜駅	石岡市北根本 245	0299-26-5040
関東鉄道(株) 石岡営業所	石岡市行里川 5 番 18 号	0299-22-3384
石岡地区通運(株)	石岡市石岡 2240-2	0299-23-0211
石岡郵便局	石岡市府中一丁目 7 番 28 号	0299-22-2405
日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町 2551	029-241-4516
石岡市医師会	石岡市南台二丁目 12 番 6 号	0299-56-5544
石岡商工会議所	石岡市府中一丁目 5 番 8 号	0299-22-4181
石岡市八郷商工会	石岡市柿岡 2009 番地 3	0299-43-0247
新ひたち野農業協同組合	石岡市南台三丁目 21 番 14 号	0299-56-5800
やさと農業協同組合	石岡市柿岡 3236 番地 6	0299-43-1101(代)
陸上自衛隊関東補給処	土浦右靱町 2410	029-842-1211
		内線 2410, 時間外 2302
航空自衛隊第 7 航空団	小美玉市百里 170	0299-52-1331
		内線 231, 時間外 215
茨城県森林管理署	水戸市笠原町 978 番地 7	029-243-7211
つくばね森林組合	石岡市柿岡 1764 番地 2	0299-44-0167

イ 地震情報の種類と発表基準

(ア) 地震情報の種類と発表基準

水戸地方気象台が発表する地震情報の基準は、震度3以上が観測された場合に、地震発生から2分程度後に「震度速報」として発表される。続いて大きな揺れが観測された市町村、又は震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村に「震度情報」として提供している。

表 2-2-2-5 地震情報の種類と内容

情報の種類	内容
震度速報	地域震度のお知らせ(震度3以上)
震源及び震度に関する情報	震源要素及び地震の規模及び地域震度
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模及び観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間あたりに発生した有感地震及び無感地震の回数

(イ) 石岡市における措置

水戸地方気象台から発表された地震情報は、県や報道関係機関を通じて市に伝達される。市は、情報の伝達を効率的に行うため、予め次の事項に留意して防災体制を構築するものとする。

- a 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得よう予め情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- b 市長は、情報の伝達を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。
- c その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(3) 地震解説資料の収集-----【石岡市(総務部)、防災関係機関】

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は表 2-2-2-6 のとおり。

表 2-2-2-6 地震解説資料の種類及び内容

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上(但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、又市町村長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害概況の把握

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用-----【石岡市(総務部)】

市内に設置された震度計の情報は、県によりオンライン収集され、県内の震度分布の把握に役立てられる。

(2) 茨城県への報告-----【石岡市(総務部)、茨城県、防災関係機関】

茨城県対策本部は、県全体の被害状況を把握するため、地震発生後直ちに市及び防災関係機関に対して被害概況の報告を求める。

したがって、市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(3) ヘリコプターによる概況把握-----【茨城県】

地震が発生した場合、茨城県は防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる上空からの被害概況把握を行う。市は、発災時に県の概況把握結果を効率的に活用できるよう、予め県との情報伝達体制及び市における情報利用体制を整備するものとする。

(4) ドローンの活用-----【石岡市(市長公室)】

市は、無人航空機（ドローン）を活用した災害情報収集体制の確立を図るものとする。

(5) 現地調査班の派遣-----【石岡市(総務部), 茨城県】

市は、災害後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えない恐れがある場合は、県災害対策本部の職員により被害状況の把握と連絡活動を行うものとする。重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 火災の状況（炎上，延焼，消防隊の配置）
- イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況，ブロック塀）
- ウ 道路，鉄道の被害（橋梁，盛土，倒壊家屋，電柱）
- エ がけ崩れの状況（位置，被災戸数）
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動，避難状況，要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

ア 被害情報

死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道及び公共施設被害等に関する報告すべき主な被害情報は下記のとおりである。

- (ア) 被害発生時刻
- (イ) 被害地域(場所)
- (ウ) 被害様相(程度)
- (エ) 被害の原因

イ 措置情報

死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道及び公共施設被害等に関する報告すべき主な措置情報は下記のとおりである。

- (ア) 災害対策本部の設置状況
- (イ) 主な応急措置(実施，実施予定)
- (ウ) 応急措置実施上の措置
- (エ) 応援の必要性の有無
- (オ) 災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法-----【石岡市(各部)】

被害情報、措置情報の収集伝達は、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ア 災害概況速報
- イ 人的被害状況
- ウ 災害対策本部設置状況
- エ 事務所状況報告
- オ 避難所状況
- カ 避難指示・警戒区域設定状況
- キ 道路規制情報
- ク 列車運行状況
- ケ 被害状況報告

(3) 情報伝達の流れ-----【石岡市(各部)】

災害情報は、把握した防災関係機関より情報収集し、市災害対策本部において集約する。

なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部防災危機管理課が情報を収集する。

(4) 石岡市の情報収集・伝達活動-----【石岡市(各部)】

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

(ア) 石岡市災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき。

(エ) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき、

「火災・災害等速報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

表 2-2-2-7 石岡市による情報収集活動区分

災害発生後、直ちに収集すべき情報 ○ 市街地の火災発生の有無及び状況 ○ 市街地の避難の必要の有無及び状況 ○ 市街地の主要道路、橋梁、信号等の被害の有無及び状況 ○ 市街地周辺の救助・救急活動の必要の有無及び状況 ○ 各部が行う応急措置の実施状況 ○ 電気・上水・電話等ライフライン機関の行う応急措置状況 ○ その他本部長(市長)が必要と認める特命事項
災害発生後2日目以降に収集すべき情報 ○ 災害の原因(二次的原因) ○ 被害状況 ○ 応急措置状況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ 本部長(市長)が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

- イ 茨城県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について県に連絡するものとする。
- ウ 災害規模が大きく、石岡市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- エ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

表 2-2-2-8 県への報告先

区分	災害対策基本法関係報告 ※被害情報及び措置情報一般	災害救助法関係報告 ※摘要事務に必要な事項
勤務時間内	(勤務時間内外とも下記に報告)	県南県民センター 電話番号 029-822-7010 県防災行政無線 25-411
勤務時間外	防災企画グループ 電話 NTT 029-301-2885 防災電話 8-600-82403 防災ファクシミリ番号 9-600-8300	

表 2-2-2-9 県へ連絡できない場合の国への報告先

総務省消防庁連絡先		NTT 電話	県防災行政無線
勤務時間内	応急対策室	電話番号 03-5253-7527 ファクシミリ番号 03-5323-7537	電話番号 048-500-7895 ファクシミリ番号 048-500-7537
休日・夜間	宿直室	電話番号 03-5253-7777 ファクシミリ番号 03-5253-7553	電話番号 048-500-7780 ファクシミリ番号 048-500-7789

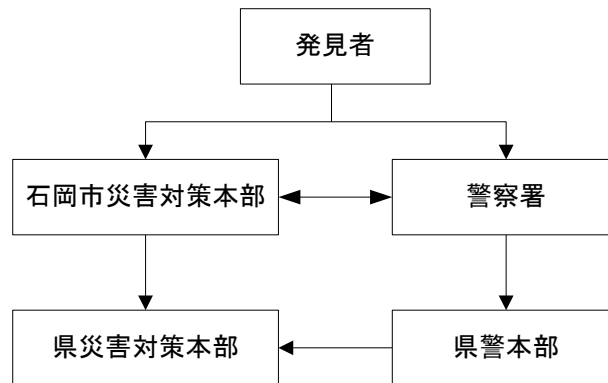
表 2-2-2-10 報告の区分・時期・留意事項

報告の区分		報告の時期	留 意 事 項
発生当日の即報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、 1時間ごとに報告	◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋りょう・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと。
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告。以後実施の都度報告	◎ 災害応急体制、措置状況 (避難所、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項
	要請情報	必要と認めるその都度即時	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機(器)材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項
2日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日 10 時までに取りまとめて報告	◎ 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合にはその氏名・年齢・住所等をできる限り速やかに調査し、報告
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までに取りまとめて報告	◎ 災害応急体制、措置状況 (避難所、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までに取りまとめて報告	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機(器)材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項

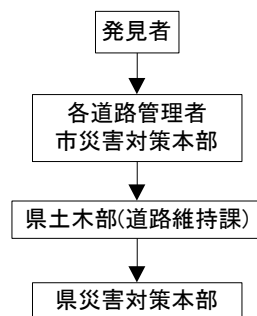
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法-----【石岡市(各部)】

発生する被害の種類によって関係する機関，伝達経路が異なるため，以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

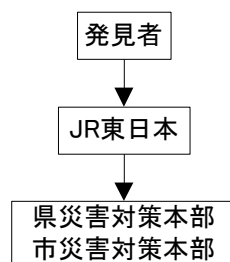
ア 死者，負傷者，建物被害その他の被害の情報収集・伝達系統



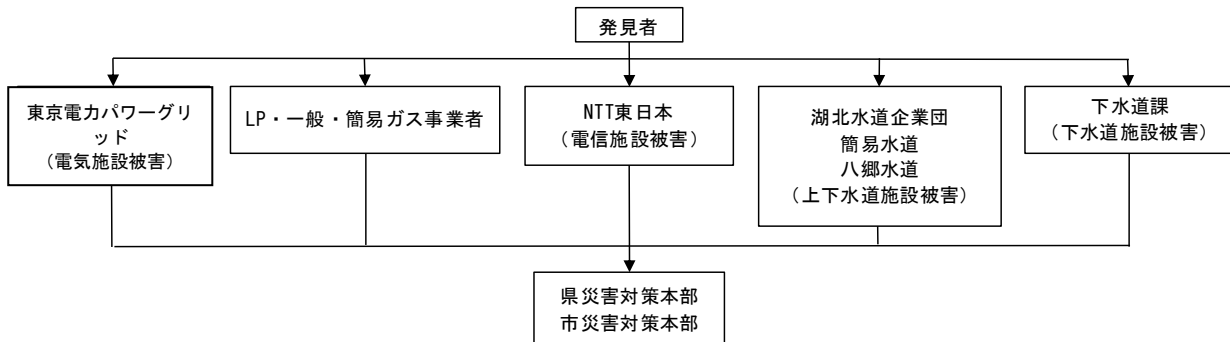
イ 道路被害の情報収集・伝達系統



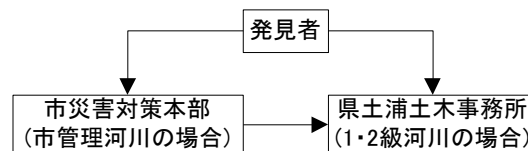
ウ 鉄道被害の情報収集・伝達系統



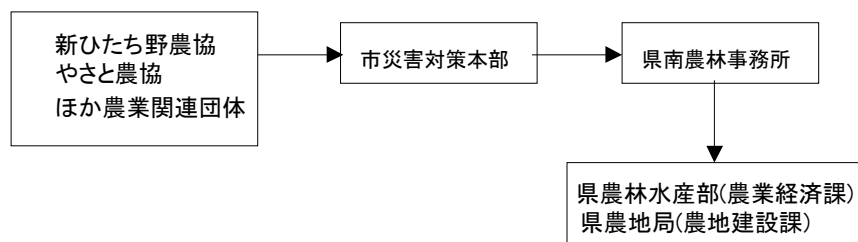
エ ライフライン被害の情報収集・伝達系統



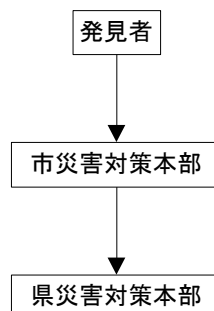
オ 河川被害の情報収集・伝達系統



カ 農作物，農地，農業基盤の情報収集・伝達系統



キ その他公共施設の情報収集・伝達系統



(6) 被害の判定基準

被害の判定に当たっては、資料編 2-13「被害の判定基準表」に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。

4 国への報告

(1) 消防庁への報告-----【石岡市(総務部), 災害対策本部, 茨城県, 国】

県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合には、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じ、その都度、概要を報告するものと定められている。県へ報告できない事態が発生した場合は、市が直接国（消防庁）に対して報告し、その後速やかに県への報告を行うものとする。

ア 茨城県及び石岡市災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大する恐れがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。

エ 地震が発生し、県域内で震度4以上を記録したとき。

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

(2) 防災関係機関の報告-----【災害対策本部, 防災関係機関, 茨城県】

指定地方行政機関、指定公共機関の支部、支社、支店等は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を茨城県災害対策本部に対して逐次連絡するものとする。茨城県災害対策本部は、必要に応じて石岡市災害対策本部へその内容を伝達するものとする。

第3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。

市は、県及び放送事業者等と協力し、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

1 広報活動

(1) 広報内容-----【石岡市(各部)、防災関係機関】

ア 被災地住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (ア) 二次災害防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (イ) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 医療・公的な避難所、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 道路・鉄道・バスの被害状況及び運行状況
- (ケ) 救援物資・食糧・水の配布等の状況
- (コ) し尿処理・衛生に関する情報
- (サ) 市民の安否に関する情報
- (シ) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (ス) 被災者への相談サービスの開設状況
- (セ) 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- (ソ) 臨時休校等の情報
- (タ) ボランティア組織からの連絡
- (チ) 全般的な被害状況
- (ツ) 気象・地震・津波に関する情報

(テ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

(ア) 避難指示の出されている地域、指示の内容

(イ) 流言・飛語の防止の呼びかけ

(ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

(エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）

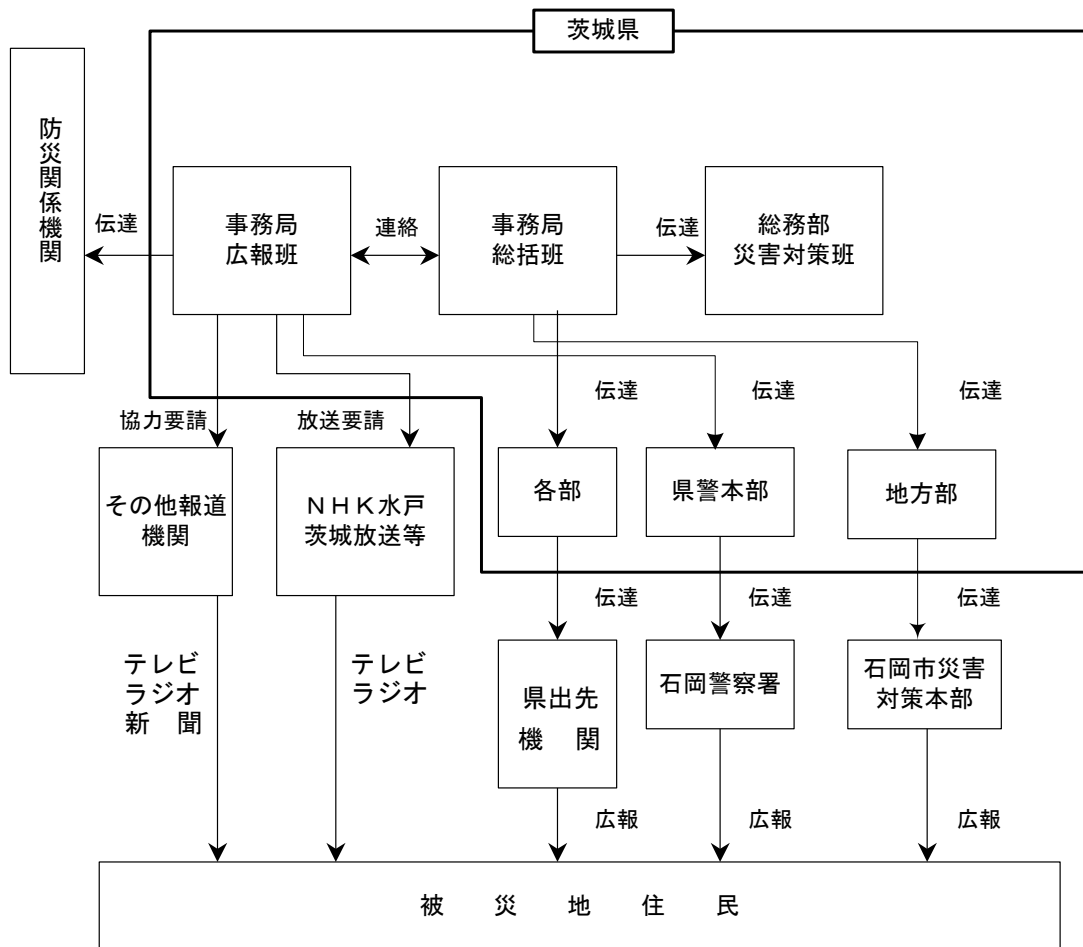
(オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ

(カ) 全般的な被害状況

(キ) 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段-----【石岡市(市長公室)、茨城県、防災関係機関】

図 2-2-2-2 広報活動実施系統図



ア 報道機関への依頼

上記伝達内容の報道機関(NHK水戸放送局、茨城放送等)に対する依頼は、予め定めた協定に基づき県が行う。NHK水戸放送局及び(株)茨城放送に対する放送要請手続の書式は、資料編 2-14を参照。

市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合にその旨を県に対して依頼し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

イ 独自の手段による広報

県、市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用し、住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線(同報系)
- (イ) 広報車による呼びかけ

- (ウ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (エ) ビラの配布
- (オ) 有線放送
- (カ) インターネット
- (キ) パソコン通信
- (ク) 立看板、掲示板

ウ 茨城県等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

エ 民間アプリの活用

市、防災関係機関は、Twitter や LINE, Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。

また、迅速性・拡散性に優れている Twitter などの SNS については、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。

2 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力-----【石岡市(各部), 防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道機関への発表-----【石岡市(総務部, 市長公室), 防災関係機関】

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、予め災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部広報班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班の内、必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第2章 震災応急対策計画

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 市長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料編 2-15「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は前記アの要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。なお、石岡市は、勝田分区に位置しており、市長は施設学校長に通知するものとする。

表 2-2-3-1 各自衛隊の連絡先

	部隊等の長(所在地)	連絡責任者(内線番号)		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	第1施設団長 (古河市上辺見1195番地)	第3科長 236, 237	団本部当直長 203	0280(32)4141
	施設学校長(勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 230, 234	駐屯地当直司令 302	029(274)3211
	武器学校長(土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121番地1)	警備科長 285	駐屯地当直司令 300, 302	0298(87)1171
航空自衛隊	第7航空団司令(百里基地司令) (小美玉市百里170番地)	防衛部長 2230, 2231	基地当直幹部 2215, 2225	0299(52)1331

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

表 2-2-3-2 自衛隊派遣時の活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償で貸し付け、又は救じゆつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【石岡市(総務部)、自衛隊】

ア 情報の交換等

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 自衛隊の判断による災害派遣-----【自衛隊】

自衛隊は、地震災害が発生又は発生の恐れがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 自衛隊の受入体制の確立

(1) 受入側の活動-----【石岡市(総務部)】

災害派遣を依頼した市長は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目

的が十分に達成できるように努めなければならない。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (イ) 連絡職員を指名する。
- (ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

表 2-2-3-3 派遣部隊の宿営施設等一覧表

名称	所在地	電話番号（連絡先）
茨城電設スポーツパーク石岡（石岡運動公園）	石岡市南台三丁目 34 番 1 号	0299-26-7210
小井戸運動広場	石岡市小井戸 609 番地	0299-23-1111（総務部）
常陸風土記の丘駐車場	石岡市染谷 1646 番地	0299-23-3888
B&G 石岡海洋センター	石岡市染谷 1415 番地	0299-23-1111（総務部）
柏原サッカー公園	石岡市柏原 3 番地	0299-23-1111（総務部）
八郷総合運動公園	石岡市野田 600 番地	0299-43-6884

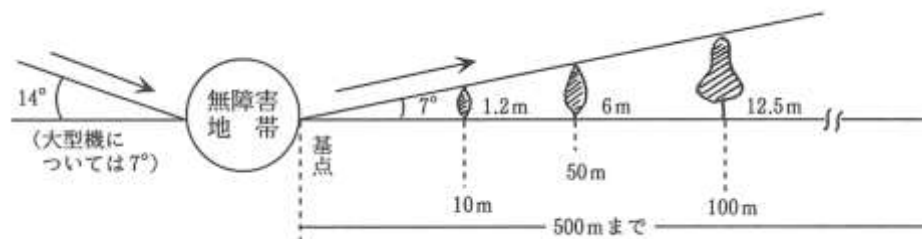
イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) ヘリコプターの受入-----【石岡市（消防本部，都市建設部）】

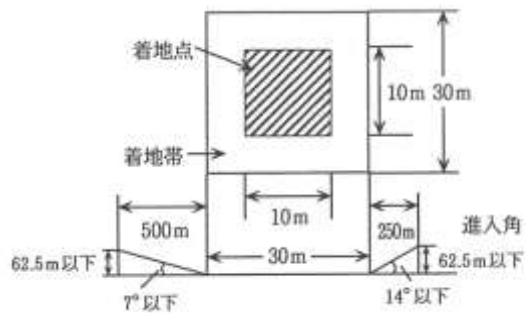
市長は，地域防災計画に定める箇所，又は他の適切な箇所に下記アの基準により選定し，イ及びウの要領により設営する。

ア 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際，土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

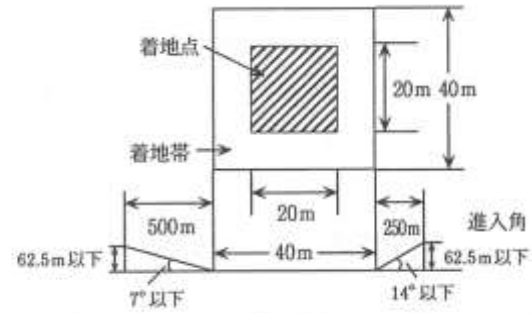


(7) 離着地点及び無障害地帯の基準

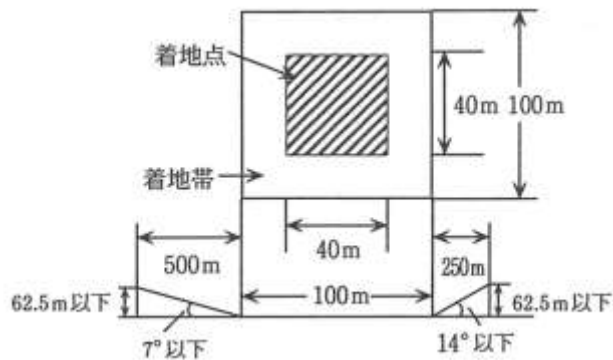
・ 小型機(OH-6) の場合



・ 中型機(UH-1,UH-60J) の場合

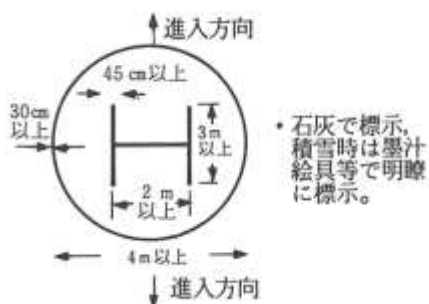


・ 大型機(CH-47) の場合

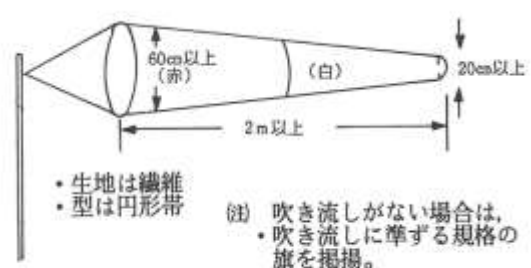


イ 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

・ H記号の基準



・ 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、
・ 吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

表 2-2-3-4 ヘリコプター離着陸可能場所一覧

名 称	所 在 地	電話番号	責任者
柏原池公園	石岡市鹿の子三丁目9950番地	0299-23-1111（市役所）	石岡市長
茨城電設スポーツパーク 石岡（石岡運動公園）	石岡市南台三丁目34番1号	0299-26-7210	石岡市長
染谷野球場	石岡市染谷1646番地	0299-23-1111（市役所）	石岡市長
小井戸運動広場	石岡市小井戸609番地	0299-23-1111（市役所）	石岡市長
井関農村公園	石岡市井関1057番地2	0299-23-1111（市役所）	石岡市長
八郷総合運動公園	石岡市野田600番地	0299-43-6884	石岡市長
筑波山スカイライン第3 駐車場	石岡市小幡2133番地7	0299-23-1111（市役所）	石岡市長
いばらきフラワーパーク	石岡市下青柳200番地	0299-42-4111	茨城県知事
茨城県畜産センター	石岡市根小屋1234番地	0299-43-3333	茨城県知事
石岡消防署愛郷橋出張所	石岡市三村 6921 番地 1	0299-26-0119	石岡市長
東日京三電線株式会社グ ラウンド	石岡市荒金 1 番 1 号	0299-23-7111	民間

ウ 危害予防の措置

(ア) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運行上の障害となる恐れのある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防じん措置

表土が砂じんの発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(ウ) 防火措置

粉末消火器（20 型 2 本以上）を準備する。

4 災害派遣部隊の撤収要請-----【石岡市（総務部）、茨城県】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料編 2-16「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

5 経費の負担-----【石岡市（総務部）】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上げ料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

第2 応援要請・受入体制の確保と応急措置の代行

市は、市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、予め締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 石岡市の応援要請

(1) 他市町村への要請-----【石岡市(総務部)、応援受入市町村】

市長は、市の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 茨城県への応援要請又は職員派遣のあっせん-----【石岡市(総務部)、茨城県】

市長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、茨城県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。茨城県防災ヘリコプター応援要綱は資料編 2-17 を参照。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請-----【石岡市(総務部)、国】

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請-----【石岡市(総務部), 民間団体】

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行-----【茨城県】

県は、県内の地域に災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時利用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行-----【指定行政機関】

指定行政機関等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保-----【石岡市(各部)】

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・近隣市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保-----【石岡市(総務部)】

ア 連絡窓口の明確化

市長は、国及び関係都道府県・近隣市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 受入施設の整備

市長は、国及び関係都道府県・近隣市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施

設を予め整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についても予め受入施設を定めておくものとする。

表 2-2-3-5 応援物資等受入施設

名 称	所 在 地	電話番号	責任者
茨城電設スポーツパーク 石岡（石岡運動公園）	石岡市南台三丁目34番1号	0299-26-7210	石岡市長
八郷総合運動公園	石岡市野田600番地	0299-43-6884	石岡市長

(3) 経費の負担-----【石岡市(総務部)】

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請-----【石岡市消防本部、応援受入消防機関】

市消防本部は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎょが困難又は困難が予想される災害

イ 災害が拡大し県内の他市町村又は県外に被害が及ぶ恐れのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防ぎょに有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 応援受入体制の確保-----【石岡市(各部)、石岡市消防本部】

ア 受入窓口の明確化

消防応援の受入窓口は、原則的に防災危機管理課又は市消防本部とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

イ 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設を予め整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- (イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- (ウ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- (エ) 消防活動資機材の調達・提供

エ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として石岡市の負担とする。

第3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

1 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができるものとする。

(1) 支援対策本部の設置-----【石岡市(総務部)】

市は、他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

なお、支援対策本部は災害連絡会議と同様の組織構成とする。

(2) 被害情報の収集-----【支援対策本部】

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施-----【支援対策本部】

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入施設の提供等-----【支援対策本部】

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入するための公的住宅、医療機関及び避難行動要支援者を受入れるための社会福祉施設等の提供又はあっせんを行うものとする。

第4 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

被災した市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村から要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

また、国は県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第2章 震災応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。発災時の市に係る警察事務に関しては、石岡警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行うものとする。

1 警備体制-----【茨城県警察本部，石岡警察署】

(1) 警備本部の設置

大震災が発生したときは、茨城県警察本部に総合警備本部を、石岡警察署には現地警備本部を配置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備要員の参集，招集

別に定める「茨城県警察大震災警備計画」及び「石岡警察署災害時警備計画」による。

(3) 警備部隊の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察大震災警備計画」及び「石岡警察署災害時警備計画」による。

2 警備の実施-----【茨城県警察本部，石岡警察署】

発災時の警察に係る事務は、以下のとおりとする。警察業務の詳細については、別に定める「茨城県警察大震災警備計画」及び「石岡警察署災害時警備計画」に記されている。市の各部は、警察と相互に連携の上で応急対策にあたることができるよう、予め市域に係る警察事務との整合を調整しておくことが望ましい。

- ア 被害実態の把握
- イ 救出救助
- ウ 避難誘導
- エ 交通対策
- オ 死体の検視，見分
- カ 地域安全対策
- キ 保安対策
- ク 関係防災機関に対する協力

ケ 感染防止対策

3 警備活動に対する援助要請-----【石岡警察署】

石岡警察署は、災害の規模が大きく、署内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できないときは、茨城県警察又は他の警察署に対し援助要請を行う。

また、警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。

第2 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、又安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

避難指示等の発令は、空振りを恐れず、早めに出すことを基本とし、避難指示等の判断基準の明確化を図る。

1 避難指示

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。

これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|-------------|------------------|
| ・ 余震による建物倒壊 | ・ 危険物漏洩（劇毒物、爆発物） |
| ・ がけ崩れ、地すべり | ・ 地震水害（河川） |
| ・ 延焼火災 | ・ その他 |

(2) 避難指示，高齢者等避難-----【石岡市（総務部），水防管理者，警察官，自衛官】

市長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、洪水及び高潮等の事態が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの避難指示を行うものとする。

また、市長は、必要に応じ、立ち退きの避難指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める、高齢者等避難の発令及び自主的な避難を呼びかけるとともに、立ち退きを適切に促すよう努める。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼす恐れがある場合において、市長が避難指示を発令できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、又は住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し、立ち退きの避難指示を行うものとする。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難指示を行うものとする。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危

険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの避難指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きの避難指示を行うものとする。

(3) 避難指示、高齢者等避難の内容-----【石岡市(総務部)、警察官、自衛官】

避難指示又は高齢者等避難は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先及び避難経路
- ウ 避難指示又は高齢者等避難の理由
- エ その他必要な事項

(4) 避難措置の周知-----【石岡市(総務部)、警察官、自衛官】

避難指示又は高齢者等避難を発令した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

ア 市民への周知徹底

避難指示又は高齢者等避難を発令した者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

(ア) 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。

(イ) 災害時情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急地震速報メール機能等を活用して、避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

イ 茨城県への報告

総務部長は、避難の措置及び解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

(ア) 発令者

(イ) 発令の理由及び発令日時

(ウ) 避難の対象地域

(エ) 避難地域及び避難経路

(オ) その他必要な事項

ウ 近隣市町村等関係機関への通知

避難指示を行ったとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部長は必要に応じて関係機関等へ通知し、協力を要請する。

エ 関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定-----【石岡市(総務部)、石岡市消防本部】

市長は、避難指示を発令する場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

なお、市長がその任に当たることができない場合は警察官が、警察官がその任に当たることができない場合は自衛官がそれぞれ代替するものとする。この場合は、直ちに市長に対して通知するものとする。

消防団は、水防活動を妨げないよう、消防又は水防関係者以外を現場に近づけないよう措置をすることができる。

(2) 警戒区域設定の周知-----【石岡市(総務部)】

市長は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法-----【石岡市(総務部)、石岡警察署、石岡市消防本部、茨城県】

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防及びその他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児及び障がい者等避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

オ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から関係機関と連携の下、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を共有するよう努めること。

(2) 住民の避難対応-----【住民】

ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑及び有価証券等）、手ぬぐい、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

※ 避難者の携行品の目安

- (ア) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- (イ) 食糧（1人3食分位）、飲料水（1人分2～3リットル）、衣類（タオル・下着類）
- (ウ) 救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯及び携帯ラジオ等
- (エ) 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- (オ) 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。
- (カ) 家族のなかに避難行動要支援者がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

4 指定緊急避難場所

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第3 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、ヘリコプター等の確保及び救援物資の輸送拠点（支援物資等受入施設）の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

1 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助，安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- (イ) 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員，物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食料，水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員，物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員，物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況及び緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。緊急輸送道路一覧は表 2-1-3-1, 2, 3 参照。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施-----【石岡市(都市建設部)】

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況及び緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(3) 放置車両等対策-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者, 茨城県】

市、県及び道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 輸送車両, 船舶, ヘリコプターの確保

(1) 車両, 船舶, ヘリコプターの調達-----【石岡市(各部), 茨城県】

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

県は、市の要請に基づき車両等の調達を実施するほか、第三管区海上保安本部や自衛隊、その他運輸関係機関に対して車両等の供給を要請する。

(2) 輸送車両等の配車-----【石岡市(各部)】

ア 配車

各部への車両等の配分は、災害の状況に応じて定める。

イ 配車手続

各部は、必要とする車両等の請求を総務部に提出し、所要車両等を請求部局に引き渡す。

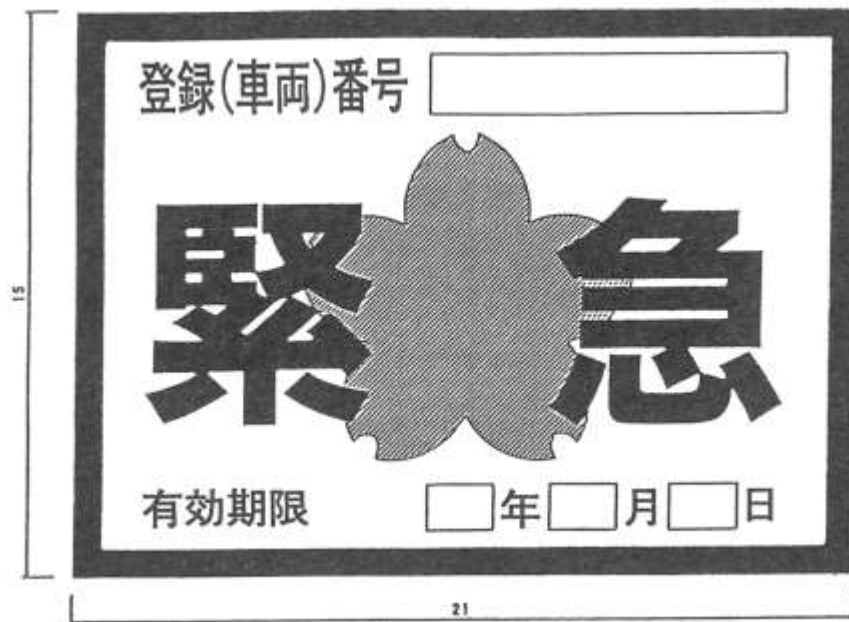
ウ 料金の支払い

調達した車両等の料金については、総務部において支払い手続を行う。

(3) 緊急通行車両の確認-----【緊急通行車両の実施責任者, 茨城県, 茨城県警察本部】

ア 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が、緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、次のとおりである。



- 備考1 色彩は、記号を黄色及び緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 備考2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 備考3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 緊急輸送状況の把握-----【石岡市(各部)】

市は、発災時において県が収集する緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を入手し、関係各機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。

5 交通規制

(1) 緊急応急対策期-----【石岡警察署】

ア 被災地への流入車両の制限

震災発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

(ア) 第1次交通規制

被災地を中心としたおおむね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

(イ) 第2次交通規制

震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第1次交通規制実施後速やかに、被災地を中心としたおおむね半径40kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 常磐自動車道対策

高速道路では、計測震度4.5以上の地震が発生した場合、高速道路会社の通行規制により即時通行止めを実施するとともに、東日本高速道路株式会社と連携して、通行車両の緊急停止措置を実施する。

イ 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。



ウ 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

エ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。

また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほ

か、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

オ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。

(2) 復旧・復興期-----【石岡警察署】

ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第1次及び第2次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

ウ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置-----【運転者】

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(4) 道路管理者の措置-----【都市建設部】

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し、記録した情報の提供を行うものとする。

第4 消火活動、救助・救急活動水防活動

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な対策を実施する。

1 消火活動

(1) 石岡市消防本部による消火活動-----【石岡市消防本部】

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び県知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れないよう努める。

イ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づき鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(ウ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- a 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

ウ 応援派遣要請

市消防本部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、災対法第 67 条の規定により応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

エ 応援隊の派遣

市消防本部は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又緊急消防援助隊として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対しては、予め定めた応援協定等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 茨城県のとり措置-----【茨城県】

ア 消防情勢の把握と防ぎょ措置に関する指示

県は、各消防機関や市からの情報等による情報のほか、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターを用いて独自に情報を収集している。その上で、消防上緊急の必要があると認める場合は、市長又は消防署長に対し災害防ぎょの措置に関し次の指示を行う。

(ア) 災害防ぎょ実施方法

(イ) 市への消防隊員の応援出動

(ウ) 防ぎょ用資機材の輸送その他の応援

イ 応援及び協力の要請

県知事は、消防の応援について市長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

(ア) 消防組織法第 24 条の 3 の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

(イ) 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し、必要な措置を講じる。

(3) 自主防災組織等による消火活動-----【自主防災組織、住民】

ア 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。

また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動-----【石岡市消防本部】

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

市消防長は、災害の状況を市長及び県知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続に遅れないよう努める。

イ 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対して予め定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

(ア) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(イ) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

ウ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織及び医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

オ 後方医療機関への搬送

(ア) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

(イ) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(ウ) 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

カ 応援派遣要請

市消防本部は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、県知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

キ 応援隊の派遣

市消防本部は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又緊急消防援助隊の一部として、消防各隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 石岡市のとる措置-----【石岡市（総務部、子育て健康部）】

市は、災害現場で必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織及び医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(3) 茨城県のとる措置-----【茨城県】

ア 県警察本部

県警察本部は、市町村、消防本部及び自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち、救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

イ 県

(ア) 救助・救急情勢の把握

県は、震災時において、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び消防機関又は市町村長からの情報等により、要救助者、要搬送者の発生状況及び消防及び警察等の活動状況等の情勢を把握する。

(イ) 市町村長又は消防長に対する指示

知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第24条の2及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し、災害防ぎょの措置に関し次の指示を行う。

- ・災害防ぎょ実施方法
- ・他市町村への消防隊員の応援出動
- ・防ぎょ用資機材の輸送その他の応援

(ウ) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ・消防組織法第24条の3の規定に基づき、他都道府県の消防力の応援を、消防庁長官に対し要

請する。

- ・自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

(4) 自主防災組織等による救助・救急活動-----【自主防災組織，住民】

住民及び自主防災組織等は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

3 水害防止活動

震災時における水防活動は，茨城県地域防災計画，水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか，本計画の定めるところによる。

(1) 石岡市の措置-----【石岡市(都市建設部)】

市長は，地震(震度 4 以上)が発生した場合は，地震による河川等の堤防の決壊が予想されるため，水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信，情報，警戒，点検及び防ぎょ体制を強化するとともに，水防活動に当たっては，堤防等の施設の管理者，警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし，特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 茨城県の措置-----【茨城県】

県は，地震による洪水又は津波による浸水が発生し，又は発生する恐れがある場合は，水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり，次の措置を講ずる。

- ア 水防情報の収集・伝達
- イ 水防に関する指示等
- ウ 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

(3) その他の措置

ア 施設の管理者-----【石岡市(都市建設部)，水防施設管理者】

堤防，水閘門等の管理者は，地震（震度 4 以上）が発生した場合は，直ちに施設の巡視，点検を行い，被害の有無，予想される危険等を把握し，必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに，水閘門等の操作体制を整え，状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

イ 水防警報-----【茨城県，国】

国土交通省及び県は，ダム等が決壊し，又は決壊が予想され，洪水などの危険があると認めるときには，迅速・的確に水防警報を発表するとともに，関係機関に伝達し，地域住民に周知させる。

第5 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。なお、医療、福祉、保健関連の派遣チーム及びその略称は表 2-2-4-1 に示すとおりである。

表 2-2-4-1 各派遣チームの略称及び概要

略称	組織概要
D M A T	厚生労働省の災害派遣医療チーム
J M A T	日本医師会の災害派遣医療チーム
D P A T	災害派遣精神医療チーム
D C A T	災害派遣福祉チーム
D H E A T	災害時健康危機管理支援チーム

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保-----【医療関連機関】

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、被災地域内の市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

(2) 現地対策本部の設置-----【災害対策本部、茨城県、防災関係機関】

県は、被災状況に応じて、被災地域内の主な保健所に県保健医療部次長を本部長とする「県保健医療部現地対策本部」を設置する。県保健医療部現地対策本部は、関係機関の長を通じて、災害医療対策全般を総括的に指揮し、市の災害対策本部及び関係防災機関は、県保健医療部現地対策本部との連絡調整の上で防災事務に当たるものとする。医療機関一覧は資料編 2-6 を参照。

また、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健医療部が行うものとする。

(3) 医療救護班の編成、派遣

-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県、国、石岡市消防本部、医療関連機関】

国、県、各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護班・災害派遣医療チーム（D M A T）を編成し、被災地域内の県保健医療部現地対策本部又は保健所に派遣するよう努めるものとする。県保健医療部現地対策本部又は保健所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により、市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(4) 医療救護所の設置-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県】

市は、災害の規模及び負傷者等の状況に応じ、以下に挙げる地点に医療救護所を設置する。県(被災地保健所)は、石岡市災害対策本部の要請により、協議の上、医療救護所を設置する。

また、茨城県は、必要に応じて心の救護所を保健所に設置する。

ア 主要な避難場所(資料編 2-3 参照)

イ 石岡保健センター

ウ その他本部長が特に必要と認めた場所

(5) DHEATの派遣-----【茨城県】

県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、DHEATの応援派遣を行う。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動-----【医療関連機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2) 医療救護班による医療活動-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県(医療救護班)】

ア 医療救護班の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護班の輸送に当たっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ 医療救護班の配置

病院等から派遣された医療救護班の配置及び調整は、県の事務として行う。市の医療関係者及び医療関係ボランティアは、医療救護班との連携を図りながら医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

ウ 医療救護班の業務

(ア)被災者のスクリーニング(症状判別)

(イ)傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

(ウ)医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

(エ)死亡の確認

(オ)死体の検案

(カ) その他状況に応じた処置

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）による救護活動-----【茨城県】

大規模災害発生後のおおむね48時間以内の初期段階においては、被災地内における迅速な救命救急医療を行うことが重要であることから、茨城県では、いち早く現場に駆けつけて急性期の医療救護活動を行うことを目的とした災害派遣医療チーム（DMAT）を県内18ヶ所の災害拠点病院に整備している。

(4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）による救護活動-----【茨城県】

大規模災害発生後、被災地で被災者への心のケア活動等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）を県内3ヶ所の病院に整備し、そのうち、2ヶ所は48時間以内に活動できるようにしている。

3 後方支援活動

(1) 患者受入先病院の確保-----【石岡市(子育て健康部)、医療関連機関】

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

イ 被災病院等の入院患者の受入

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設（精神病院を含む。）を確保する。

(2) 搬送体制の確保-----【石岡市(子育て健康部)、石岡市消防本部】

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や県保健医療部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。

市や医療関係機関は、患者搬送のためにヘリコプターの必要を認めた場合、県に対してヘリコ

プターの出動を要請するものとする。

(3) 人工透析の供給等-----【石岡市(子育て健康部), 茨城県, 医療機関等】

ア 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性患者に対して提供することが必要であることから、茨城県及び市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

イ 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法及び経管栄養療法等

市は、県、保健所、医療機関及び訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、在宅の患者のための人工呼吸用酸素、経静脈栄養剤及び経管栄養剤等の供給については関係医療機関、関係団体に供給依頼するとともに、調剤・医薬品管理業務のために、必要に応じて県薬剤師会へ薬剤師の派遣を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

ウ 周産期医療

市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(4) 医療ボランティア活動-----【石岡市(子育て健康部), 石岡市医師会】

ア 受入体制の確保

災害発生後、市は直ちに石岡市医師会に医療ボランティア調整本部を設置するよう要請し、石岡市医師会は、県が派遣する医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

イ 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (イ) 県保健医療部現地対策本部との連絡調整
- (ウ) その他

ウ 医療ボランティアの配置

県と医療関係団体は、県福祉部現地対策本部において、医療ボランティアに関する調整を行い、登録の済んだ医療ボランティアの受入及び配置を実施する。

エ 医療ボランティアの活動内容

- (ア) 医師・看護師

- a 医療救護班に加わり，医療救護所で医療活動を行う。
- b 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- c 後方医療施設において医療活動を行う。

(イ) 薬剤師

- a 医療救護班に加わり，医療救護所で調剤業務を行う。
- b 医薬品集積センターにおいて，医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- c 避難所等において，環境検査，飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- d 被災地等において，消毒方法等の防疫指導を行う。

(ウ) 保健師

避難所等を巡回し，被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに，医療ニーズを把握し，医療救護班に連絡する。

(エ) 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し，被災者の歯科診療を行う。

第6 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するとともに市民に対する広報も実施する。市内の危険物施設現況は資料編 2-5 参照。

1 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施-----【石油类等危険物施設管理者】

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置-----【石岡市消防本部，茨城県】

市消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

2 高圧ガス及び火薬類の取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施-----【高圧ガス等危険物施設管理者】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処理を行う。

(2) 災害情報の収集-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部】

市は、県の収集する被災状況を把握し、関係機関に対し速やかに情報を伝達する。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査-----【毒劇物取扱施設の管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常が無いかどうかの点検を行う。施設外への毒物又は劇物の流出などをおこす恐れがある場合、又は流出などをおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、市、警察署、市消防本部に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部】

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上で、住民への広報活動及び避難誘導を行う。

4 市民に対する広報-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部】

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次の広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 石岡市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策-----【石岡市(生活環境部)，茨城県】

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成 29 年 9 月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第2章 震災応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急及び復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分及び災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。

このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行うものとする。

1 避難者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成-----【石岡市(総務部)】

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別及び年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個人の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 避難者等の調査の実施-----【石岡市(市長公室)、茨城県】

ア 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう予め調査体制を整備する。

(ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても予め定めておくものとする。

イ 調査の実施

市は、アに基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

ウ 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を

報告する。

表 2-2-5-1 調査結果の茨城県に対する報告先

調査項目	茨城県の担当部局
災害救助法の適用	県防災・危機管理部
避難所の開設	県防災・危機管理部
食糧，水，生活必需品の供給	県防災・危機管理部，県政策企画部， 県産業戦略部，県農林水産部
義援金品の配分，災害弔慰金等の支給	県防災・危機管理部，県福祉部
応急仮設住宅入居者の選定	県土木部

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し、一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、阪神淡路大震災や新潟中越地震など過去の大規模災害発生時の経験では、男性は早い段階で職場に復帰する一方、不便な生活環境の下での家事や育児などの家庭的責任が女性に集中しており、女性の視点からの避難所生活対策も配慮する必要がある。

1 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設-----【石岡市(関係各部)】

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められるときは、次により避難所を開設する。

なお県では、茨城県内のゴルフ場との間で災害発生時に短期の避難場所となる内容の支援協力協定を結んでおり、各地区で防災訓練や受入訓練を行うなど、地元消防署と協議し実際に必要とされる備品等、準備を行っている。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- c 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

(イ) 設置場所

- a 避難所として予め指定している施設（資料編 2-3 参照）
- b 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(ウ) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

a 費用の範囲

- (a) 賃金職員等雇上費
- (b) 消耗器材費
- (c) 建物の使用謝金
- (d) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (e) 光熱水費
- (f) 仮設便所等の設置費

b 限度額

(a) 基本額

避難所設置費 1人1日当たり 300 円以内

(b) 加算額

- ・ 冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
- ・ 福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

(エ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

イ 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

また、市内に適当な避難所開設場所が無い場合は、県にその旨報告する。県は、市の要請あるいは報告及び被害状況により、他市町村に対し避難所の開設を指示するとともに、開設に必要な機材の調達を行う。

ウ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の目的

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営管理-----【石岡市(関係各部)】

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

市の要請があった場合、県は職員を派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示するものとする。

なお、避難所の運営には男性と女性の責任者を配置し、共同作業など性別が偏らず、男女がともに活躍できるよう配慮するとともに、下記の項目を実施することで、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心を守ることが重要である。

ア 一人暮らしの女性、高齢者・障がい者及び乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りを設置するなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

イ 仮設トイレの設置にあたり、女性や子供の安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。

- ウ 男女別の更衣又は化粧スペースを用意する。
- エ 女性用洗濯物の干場を確保する。
- オ 授乳・育児スペースを確保する。
- カ 女性や子供への暴力を防止し、心身の健康を守るため、相談窓口を設置する。
- キ 避難所の運営のあり方を決める際には、被災者の声を幅広く聞き入れる。

(3) 避難所における住民の心得-----【避難住民】

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ 避難行動要支援者への配慮
- エ その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

(4) 福祉避難所の指定等-----【石岡市（福祉部、総務部）】

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状が悪化したり、体調を崩したりしやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を指定する必要がある。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込み

2 リ災証明書の交付-----【石岡市（財務部、総務部）】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付するものとする。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 避難所等における生活環境の整備

(1) 避難所等における生活環境の維持-----【石岡市（関係各部）】

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石けん・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図れるように努めることとする。

さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及-----【石岡市（総務部）】

市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

(3) 避難所の感染症対策-----【石岡市（子育て健康部）】

市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

4 健康管理

(1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握-----【石岡市(子育て健康部)】

- ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康（身体・精神）状態の把握を行う。
- イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握-----【石岡市(子育て健康部)，茨城県】

- ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- イ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。
- ウ 県は、被災によって生ずる被災者の精神的な不安等の解消を図るため、精神保健福祉センター及び保健所に心の救護所を設置して、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状が悪化する可能性のある者で、内服薬を被災により紛失した者に対して、保険証の有無にかかわらず処方できるよう努める。

(3) 継続的要援助者のリストアップ-----【石岡市(子育て健康部)】

- 市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化-----【石岡市(子育て健康部)，医療関連機関】

- 市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 精神保健，心のケア対策

(1) 心の救護所の設置及び救護活動の実施-----【石岡市(子育て健康部)，茨城県】

- 市（保健センター）は、県に協力して、保健所に心の救護所を設置する。
- 心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じ、次のことを実施する。
- ア 第一段階
 - (ア) 常駐の医師による保健所での診療，保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

イ 第二段階

- (ア) 精神科医療チームによる巡回診療，近隣の精神科医療機関による診療再開
- (イ) 保健所による長期の継続が必要なケースの把握，対応

ウ 第三段階

- (ア) 各心の救護所におけるメンタルヘルスケアシステムの構築，夜間巡回等

エ 第四段階

- (ア) 仮設住宅入居者，帰宅者等への巡回診療，訪問活動
- (イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（ファクシミリ・ニュース等）は，原則として保健センターに一元化する。保健センターは，保健所における心の救護所，一般医療チーム，精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡，調整を行うものとし，被災地の保健・医療の現況，実施に当たっての治療及びケアの方針等を示す。

(2) 児童，高齢者，障がい者，外国人に対する心のケア対策の実施

-----【石岡市（子育て健康部，教育委員会）】

ボランティアの支援を得ながら，医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに，高齢者に対して十分配慮するほか，情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置-----【石岡市（総務部，子育て健康部）】

被災者の心理的ケアに対応するため，市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに，避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、専門ボランティアについては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

(1) 受入体制の確保-----【石岡市社会福祉協議会】

災害発生後、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営-----【ボランティア現地本部】

ア ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) 被災者ニーズの把握、石岡市からの情報収集
- (イ) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティア連絡会議の開催
- (カ) 石岡市との連絡調整
- (キ) ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- (ク) ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- (ケ) その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能-----【石岡市(福祉部)、ボランティア現地本部】

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容-----【石岡市(福祉部)】

ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け・配布及び高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護及び食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布及び配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供-----【石岡市(福祉部)】

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部からの被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握-----【石岡市(市長公室, 総務部, 福祉部)】

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員及びボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ及びゴミ処理等）
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等避難行動要支援者のニーズの把握-----【石岡市(福祉部)】

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）及び障がい者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- イ 病院通院介助
- ウ 話相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ 縁故者への連絡
- カ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置-----【石岡市(市長公室, 福祉部)】

市は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、市、防災関係機関及びその他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置-----【石岡市(各部), 関係団体】

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体及びボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復及び損害補償等）
- エ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス及び人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡及び避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅及び復旧工事）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い及び労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（身体障害者、高齢者及び児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬及び風呂）
- シ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物及び家屋の解体）
- ス 金融（融資、税の減免）
- セ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話及び交通）
- ソ 手続（り災証明、死亡認定等）
- タ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 被災者への情報伝達

各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

(1) テレビ、ラジオの活用-----【石岡市(総務部)】

テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) パソコン通信の活用-----【石岡市(市長公室)、防災関係機関】

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用-----【石岡市(市長公室)】

ホームページやメールマガジン、ソーシャルネットワークキングサービス(SNS)等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用-----【石岡市(市長公室)】

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行-----【石岡市(市長公室)】

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時 FM 局の設置、運営-----【石岡市(総務部)、放送事業者】

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時 FM 局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。設置に当たっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

1 食糧の供給

(1) 食糧供給体制-----【石岡市(総務部)】

ア 食糧供給の基本方針

災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食糧の応急的な供給から、平時食糧供給機能の迅速な回復にいたるまで、3つの段階(表 2-2-5-3「応急食糧確保目標」参照)に分けて、応急食糧供給活動実施に必要な体制を確立する。合わせて、応急食糧の実施に関する広報を適宜行う。

イ 実施の方法

災害時の食糧供給体制を確立した上で、必要な食糧が過不足なく配給できるように関係各機関に協力・連携を要請するものとする。

表 2-2-5-2 食糧供給に関する関連連携機関

事項	要請・連携先
食糧供給に関する協力	・農林水産省生産局 ・県保健医療部（県南県民センター） ・県商工労働部（県南県民センター） ・日本赤十字社茨城県支部 ・新ひたち野農業協同組合 ・やさと農業協同組合 ・茨城県生活協同組合 ・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 ・株式会社カスミ ・NPO法人コメリ災害対策センター ・株式会社カインズ
応急食糧供給の輸送	・東日本旅客鉄道株式会社 ・茨城県トラック協会石岡支部 ・その他自動車運輸機関
応急食糧供給実施の広報	・ラジオ、テレビその他報道機関等 ・防災行政無線・ホームページ・メールマガジン等

(2) 食糧の調達-----【石岡市(総務部, 産業戦略部), 茨城県, 食料品製造業者, 輸送事業者】

ア 米穀

市長は災害用応急食糧を知事に申請し, 知事の発行する米穀臨時購入切符により米穀販売業者手持ちの米穀を調達する。ただし, 災害の状況によりこれによりがたい場合は, 知事を通じ農林水産省生産局に対し, 災害救助用米穀の緊急引き渡しを要請し, 受領する。この場合, 事後速やかに知事に報告しなければならない。

イ パン

避難所等で炊き出しによる給食が困難な場合は, 応急的にパンを市内製造業者より購入する。
なお, 長期にわたる場合には, 数量等を確認し製造を依頼して調達する。

ウ 副食物等

副食物については, ビニール包装品, 缶詰等で調理を要しないものを選択し, 市内業者より購入する。

エ 確保目標

市内各食糧販売業者からの調達, 県からの米穀調達を踏まえて, 応急食糧を以下の目標の下に確保する。

表 2-2-5-3 応急食糧確保目標

事項	一人当たり一日量 ※下記のうちいずれか	時期区分
初期応急食糧の確保	乾パン 2~3 パック	災害後 2 日目まで
	缶詰弁当 2~3 缶	
	アルファ米 2~3 パック	
	調整粉乳 150g 以内	
復旧期応急食糧の確保	米穀(精米) 600g 以内	災害後 3 日目以降 14 日目まで
	その他 必要量	
	弁当類 2~3 食	
災害応急対策活動従事者用 病院・災害弱者等入所施設	必要量	災害対策体制中随時

オ 食糧等の集積, 配送拠点

食糧等の集積, 配送は, 状況に応じて茨城電設スポーツアリーナ石岡(石岡運動公園体育館)や八郷運動公園等を利用し行うものとする。配送拠点には管理者を置き, ボランティア等と協力して仕分け・管理を行う。

(3) 食糧の給与-----【石岡市(総務部, 産業戦略部)】

ア 応急食糧の給与基準

表 2-2-5-4 応急食糧の給与基準

食糧名	給与基準	備考
乾パン	一食当たり1パック5枚	※1) ただし通常の配給ができない場合の配給については、一日当たり米穀(精米換算)400g以内
米穀	一食当たり精米200g以内※1※2	
食パン	一食当たり200g(約半斤)以内	※2) ただし救助作業に従事する場合にあっては、一食当たり米穀(精米換算)300g以内
調製粉乳	乳幼児一日当たり150g以内	

イ 供給の対象者

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家が全壊・全焼・流失・大規模半壊・中規模半壊・半焼・半壊は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (ウ) 被害を受け、一時縁故先に避難する者
- (エ) 旅行者、滞在者及び市外からの通勤・通学者で他に食糧を得る手段のない者
- (オ) 災害応急対策実動隊員

ウ 食糧給与のための組織づくり

配分もれ又は重複支給の者がないようにするため、組を組織して各組の責任者が、次の帳簿を整理の上保管する。

- (ア) 炊き出し受給者名簿
- (イ) 食糧品現品給与簿
- (ウ) 食糧給与物品受払簿
- (エ) 炊き出し用物品借用簿
- (オ) 炊き出しその他による食糧給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

エ 給与のための費用

給与のための費用は、茨城県災害救助法施行細則の規定に準じる。

2 生活必需品の供給-----【石岡市(総務部)】

(1) 生活必需品の調達

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、衣料品及びその他生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱によりこれらの取得が困難と認められる場合、その確保と配給の確実を期するため次により行う。なお市は、生活必需品の調達に不足を来した場合は、県に対し県が備蓄している生活必需品の放出を依頼し、供給を行う。

(2) 生活必需品供給対象者

- ア 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- イ 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給方法

物資の配分については、全壊（焼）・流出世帯と半壊（焼）・床上浸水世帯についてそれぞれ世帯の構成員に応じて配分する。救助物資は必ず受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。

表 2-2-5-5 被服・寝具その他生活必需品として認められる品目

種類	内容
寝具	就寝に必要最小限度の毛布及び布団等
衣料品	作業着、下着、靴下、運動靴等
炊事道具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
日用雑貨品	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、マスク等
光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、卓上ガスコンロ及び付属器具等
その他	ビニールシート等

3 応急給水の実施-----【石岡市（総務部、産業戦略部、生活環境部）、湖北水道企業団】

市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生確保の方策を盛り込むこと。
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力及びボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ・高齢者等の避難行動要支援者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(1) 応急給水資機材の調達

湖北水道企業団及び市生活環境部は、予め定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県及び日本水道協会茨城県支部水道災

害相互応援対策要綱や全国水道企業団協議会関東地区協議会災害時相互応援に関する協定等に基づき、必要な応援を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

ア 活動内容

湖北水道企業団及び市生活環境部は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、湖北水道企業団及び市生活環境部は、配水池の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。

イ 給水基準

1人1日3リットル

表 2-2-5-6 応急給水量等の目標

地震発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	水量の根拠
～3日	3ℓ/人・日	おおむね 1km 以内	生命維持に最小限必要な水量
～7日	20～30 ℓ /人・日	おおむね 250m 以内	炊事、洗面、トイレなどの最低生活水準を維持するための必要量
～14日	250 ℓ /人・日	おおむね 10m 以内	ほぼ通常の生活に必要な水量

ウ 給水拠点及び給水能力

表 2-2-5-7 湖北水道事業団に係る配水施設

名称	所在地	有効水量
石岡市八郷中央浄水場	柿岡 648 番地 2	9,600 m ³
柏原配水場	柏原 12 番地 1	11,600m ³
玉里新配水場	小美玉市栗又四ヶ 2543 番地 2	8,515m ³

表 2-2-5-8 石岡市周辺の給水拠点及び給水能力

名称	所 在 地	電 話	給水能力
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田 2972 番地	029(821)3945	155,675m ³ /日
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中 3761 番地 1	0299(82)1121	54,000m ³ /日
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原 2586 番地	0298(89)2330	25,200m ³ /日

エ 給水のための費用と供給期間

機械器具の借上費、修繕費及び燃料費及び、浄水用の薬品及び資材の費用については、その実費とする。供給期間は原則として7日間以内とし、災害の状況に応じその都度決定する。

オ 飲料水対策

本部長は、最悪の場合を考慮して予備水源を検討しておくとともに、次の器材を準備又は確保できるようにしておくものとする。

(ア) 運搬用ポリエチレンタンク

(イ) 給水用軽車両

(3) 検査の実施-----【石岡市(生活環境部) , 湖北水道企業団】

市生活環境部及び湖北水道企業団は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉及び河川等の水を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。必要があれば、県に検査の実施を要請する。

第6 避難行動要支援者安全確保対策

地震災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施及び相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

1 社会福祉施設等入居者に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導-----【石岡市(福祉部)、社会福祉施設等管理者】

社会福祉施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、茨城県及び近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の社会福祉施設、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保-----【石岡市(福祉部)、社会福祉施設等管理者】

社会福祉施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

-----【石岡市(総務部、生活環境部)、湖北水道企業団、社会福祉施設等管理者】

社会福祉施設等管理者は、食糧、飲料水及び生活必需品等についての必要数量を把握し、供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水及び生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保-----【石岡市(福祉部)、社会福祉施設等管理者】

社会福祉施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市に対し応援を要請する。

市は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施-----【石岡市(子育て健康部), 自主防災組織等】

市は、被災した社会福祉施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）及びボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

-----【石岡市(生活環境部), 湖北水道企業団, 東京電力パワーグリッド株式会社, ガス事業者】

電気, ガス, 水道及びNTT等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 避難行動要支援者に対する安全確保

(1) 安否確認, 救助活動-----【石岡市(福祉部)】

市は、要配慮者名簿等を活用し、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。特に、予め定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保-----【石岡市(福祉部), 石岡市消防本部】

市は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供-----【石岡市(福祉部)】

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧, 飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

-----【石岡市(総務部, 福祉部, 生活環境部), 湖北水道企業団】

市は、避難行動要支援者に配慮した食糧, 飲料水及び生活必需品等を確保する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス-----【石岡市(子育て健康部)】

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー及び保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等に

よりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設-----【石岡市(子育て健康部)】

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導-----【石岡市(市長公室, 生活環境部)】

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認, 救助活動-----【石岡市(総務部, 生活環境部), 石岡警察署, 語学ボランティア】

市は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供-----【石岡市(総務部, 市長公室)】

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行う。

イ テレビ, ラジオ, インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ及びインターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設-----【石岡市(市長公室, 生活環境部), (財)茨城県国際交流会】

災害時の外国人に対する相談窓口としては、(財)茨城県国際交流会内に外国人に対する「相談窓口」が設置する旨が規定されているが、市においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

また、市は県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

-----【石岡市(総務部, 生活環境部, 市長公室), (財)茨城県国際交流会】

ア 語学ボランティアの受入体制

災害時の外国人に対する語学ボランティアに関する事務は, (財)茨城県国際交流会の「受入窓口」が行うものとし, 市が語学ボランティアを受入れるに当たっては, この「受入窓口」との間で連絡調整を行うものとする。

イ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの活動内容は, 次に示すとおりである。

- (ア) 外国語の通訳
- (イ) 外国語の資料の作成・翻訳
- (ウ) その他, 外国人被災者の生活支援に必要な活動

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会及び学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

1 児童生徒等の安全確保-----【石岡市(教育委員会)、学校等設置者】

(1) 情報等の収集・伝達

- ア 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- イ 校長等は、市から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ウ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。

(2) 児童生徒等の避難等

ア 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否及び避難場所等を迅速に指示する。

イ 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するため、予め定める計画に基づき誘導を行う。

なお、校外への避難が必要である場合は、市又は関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を呼びかけるとともに、集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

エ 校内保護

校長等は、児童生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数やその他必要な事項等を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

オ 保健衛生

校長等は、災害時において、給食、飲料水及び建物内外の清掃等に留意し、児童生徒等の保健

衛生について必要な措置を講ずるものとする。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保-----【石岡市(教育委員会), 学校等設置者】

市教育委員会及び学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。

ウ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあり、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

オ 施設・設備の損壊の状態及び避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保-----【石岡市(教育委員会), 学校等設置者】

市教育委員会及び学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与-----【石岡市(教育委員会), 学校等設置者, 茨城県】

ア 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障を来している小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。

イ 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県に対し、学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 学校給食の応急対策-----【石岡市(教育委員会), 学校等設置者】

学校等教育施設設置者は、次の点に留意して応急給食を実施する。

ア 平常の給食が実施できない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努める。

イ 原材料、パン及びミルク等の補給が困難な場合は、県に連絡し、物資の調達を受け実施する。

ウ 学校が避難場所として使用され、その施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、被災者

用炊き出しの協力を努める。

(5) 避難所との共存-----【石岡市(総務部, 教育委員会), 学校等設置者】

学校が教育の場としての機能と, 避難所としての機能を有するために, 災害応急対策を行う市, 学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

ア 市は, 学校を避難所に指定する場合, 教育機能維持の視点から使用施設について, 優先順位を教育委員会と協議する。

イ 市は, 避難所に指定する学校の担当職員を決め, 教育委員会, 学校及び自主防災組織等と災害時の対応を協議する。

ウ 学校は, 避難所における教職員の役割を明確にする。

第2章 震災応急対策計画

第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

また、円滑かつ十分な救助活動を実施するため、災害救助基金等の積立を行うものとする。

1 被災状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼及び流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水及び土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、茨城県知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

- (1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ令別表第1に示す世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)

表 2-2-6-1 令別表第1

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 県の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ令別表第2に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、令別表第3以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

表 2-2-6-2 令別表第2

都道府県の区域内人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

表 2-2-6-3 令別表第3

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 県の被害世帯数が、その人口に応じ、令別表第4に示す数以上であって、市内の被害世帯数が多数あること。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

表 2-2-6-4 令別表第4

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

- (4) 市の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

3 救助法の適用手続

- (1) 石岡市の被害状況報告-----【石岡市(総務部、福祉部)、茨城県】

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編 4-4「被害状況報告表」を用いて、県南県民センターを経由し、県知事に対して報告する。

- (2) 県の被害状況報告及び救助法の適用-----【茨城県】

県知事は、市町村長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。

また、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

4 救助法による救助

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

- (1) 救助の実施機関-----【石岡市(総務部、福祉部)、茨城県、国】

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、茨城県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告することとする。

表 2-2-6-5 災害救助法適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	市長
応急仮設住宅の設置	県知事
炊き出しその他による食品の給与	市長
飲料水の供給	市長
被服、寝具等の給(貸)与	市長
医療	県知事(救護班・日赤)及び市長
助産	県知事(救護班・日赤)及び市長
り災者の救出	市長
住宅の応急修理	市長
学用品の給与	市長
埋葬	市長
死体の搜索	市長
死体の処理	県知事(救護班・日赤)及び市長
障害物の除去	市長

(2) 救助の程度、方法及び期間及び実費弁償等-----【石岡市(総務部、福祉部)】

災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償等については、資料編 2-18「茨城県災害救助法施行細則抜粋」のとおりである。

5 郵便事業に係る特別取扱-----【郵便事業株式会社、郵便局株式会社】

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

イ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

表 2-2-6-6 指定郵便局一覧

名称	所在地	電話番号
石岡郵便局	石岡市府中1丁目7-28	0299-22-2405
八郷郵便局	石岡市柿岡2026	0299-43-0001

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金

会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

オ 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(2) 郵便貯金関係

ア 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の免除

当該被災地の救護を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者救援を目的とする寄付金の送付のための郵便振替の通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

イ 郵便貯金業務の非常取扱

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して非常取扱を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱ができる。

(3) 簡易保険関係

ア 簡易保険業務の非常取扱

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して、保険金、保険貸付金の非常即時払及び保険料の払込期間の延伸などの非常取扱を行う。

イ 簡易生命保険資金による災害応急融資

(4) 簡易生命保険資金による災害応急融資

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第2章 震災応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下したりした建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い、保護していくものとする。

1 対策の段階的实施

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国及びその他協力団体と協議して決めるが、おおむね以下の2段階に基づき対策を実施する。

表 2-2-7-1 建築物復旧対策の実施段階

区分	期間の目安	措置の目安
住宅被災 ・避難期	災害発生後 7日目まで	・建築物の被害状況把握 ・建築物の応急危険度判定実施及び危険防止措置 ・被災建物の補強又は補修・解体の実施 ・応急仮設住宅の建設 ・公営空地住宅の確保 ・民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む。) ・相談業務
住宅供給 ・帰宅期	災害発生後 8日目以降	・応急仮設住宅及び公営空地住宅の供給 ・民間賃貸住宅の供給促進(建設促進を含む。) ・余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 ・相談業務

2 応急危険判定

(1) 応急危険度判定士派遣要請・派遣-----【石岡市(総務部)、茨城県】

ア 応急危険度判定士派遣要請

市は、余震等による2次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 応急危険度判定士の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認められた場合は、直ちに応急危険度判定士の派遣を行う。

(2) 応急危険度判定活動-----【石岡市(総務部)、茨城県、危険判定士】

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、市が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、応急危険度判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。

(イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

(オ) 判定は、原則として「目視」により行う。

(カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(キ) 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定-----【石岡市（総務部）、茨城県、危険度判定士】

ア 判定の基本的事項

(ア) 危険度判定は、市長が行うものとする。

(イ) 県は、市の要請により、市内における危険度判定活動を支援する。

(ウ) 判定結果の責任については、市長が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、応急危険度判定士の派遣計画や後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、市長の指示に従い実施する。

(イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

(オ) 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

3 住宅の応急修理

(1) 基本事項-----【石岡市(都市建設部)】

ア 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

ウ 修理時期

応急修理は、災害発生から1箇月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達-----【石岡市(都市建設部)、茨城県】

市において資材が不足した場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 応急仮設住宅の建築

(1) 基本事項

応急仮設住宅は、原則として県が設置するが、災害の規模により、市による設置が可能なときは市長に事務委任される。委任を受けた市長が、応急仮設住宅を建築した場合は、その請負契約書、設計費及び代金支払証拠書類等を整備し保管する。

また、公営住宅の既存ストックの一時提供や、賃貸型応急住宅の提供により被災者の応急的な住まいを早期に確保することも検討する。応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯を対象に設置するものとし、着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

また、建物の形式は、軽量鉄骨組立方式とする。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置場所の提供等-----【石岡市(財務部), 茨城県, 国】

ア 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

イ 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

表 2-2-7-2 設置場所の主な調達先

区分	管理者等	手続等における留意点
市有地	財務部	・平坦な地形にあり、面積 1000m ² 以上を有する。
県有地		・少なくとも 2 年間は他の公共的利用目的を有しない。
国有未利用地	関東財務局	・地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能(国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号)。 ・関東財務局に照会し、提供を要請する。
民有未利用地	各管理者	・将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。

(4) 建設資材の調達-----【石岡市(都市建設部)】

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

表 2-2-7-3 資材等の主な調達先

区分	調達先	備考
プレハブ 住宅用資材	市内の建設業関連業者	手持ち在庫分プレハブの転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの提供要請
	国土交通省住宅局	各国大使館を通じて海外住宅メーカーへ供給を要請
コンテナ	(社)茨城県トラック協会水戸支部	耐用年数の過ぎたものを改造・転用し、活用する。
	県土木部	

表 2-2-7-4 応急仮設住宅の仕様等

住宅の種類			内 容
一時入居住宅	市営・公団 その他公共住宅		1 多人数世帯向け住宅，少人数世帯向け住宅とする。 2 災害発生日から 3 年間に限り，正規の入居資格要件の有無を問わない。
応急仮設住宅	世帯向け住宅	6人以上 大家族型	1 2DK 39.6㎡(12 坪) 2 和室 6 畳・4.5 畳・居間兼用台所・便所・風呂・押入 3 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸かし器付
		2～5 人 小家族型	1 1DK 29.7㎡(9 坪) 2 和室 5 畳・居間兼用台所・便所・風呂・押入 3 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸かし器付
		単身者型	1 1D 19.8㎡(6 坪) 2 居間兼用台所・便所・風呂・押入 3 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸かし器付
	介護付住宅 (1～2 人)		1 平均 23.1㎡(7 坪) 2 居間兼用台所・便所・押入 3 共同風呂，集会施設付き。ヘルパー等による入浴・給食等の毎日ケアサービスを行う。 4 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。
民間賃貸住宅 借上による供給			1 応急仮設住宅に準ずる取扱を行う。 2 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。
入居待機者用施設			1 補欠待機者のうち，希望するものを対象とする。 2 石岡市の公民館等で，和室・調理室を有する施設をあてる。 3 企業から暫時提供を受けた保養所・社宅等をあてる。 4 1000㎡以下の公園のうち適当な立地条件を有する用地及び賃貸借契約期間 1 年未満の用地に建設する仮設建築物をあてる。ただし，この場合以下のとおりとする。 ※平均 19.8㎡(6 坪)の 2 階建て寮タイプ ※共同便所・風呂，集会施設付き ※地元割当に限定する
民間賃貸住宅の斡旋			1 国・県と協議して，希望者の収入現況に応じて家賃の一部補助を行う。 2 関係団体等の協力を得て手数料等家賃以外の免除を行う。

(5) 入居者の選定等-----【石岡市(都市建設部)，茨城県】

県が，市の協力を得て被災者の状況を調査の上，必要戸数を決定する。

また，玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など，入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに，要配慮者の優先順位に努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理-----【石岡市(都市建設部)，茨城県】

建設型応急住宅の管理は，市の協力を求めて県が行う。ただし，状況に応じ市に委任することができる。

5 建築物の応急復旧への支援

(1) 災害用復旧材(国有林材)の供給-----【石岡市(総務部)，茨城県，国】

農林水産省(林野庁)は，被災者の救助，災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。

なお、農林水産省への災害復旧用材供給の要請は県が行うものとする。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出るものとする。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達-----【茨城県，国】

応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて応急収容資機材関係省庁に資機材の調達を要請することができる。応急収容資機材関係省庁への要請は県が行うものとする。

第2 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたす恐れがあるときの交通規制及びこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）-----【石岡市(都市建設部)，道路管理者】

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条，5条及び6条）

-----【茨城県警察本部，公安委員会，石岡警察署】

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長及び警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車輛の通行を禁止し、又は制限するものとする。

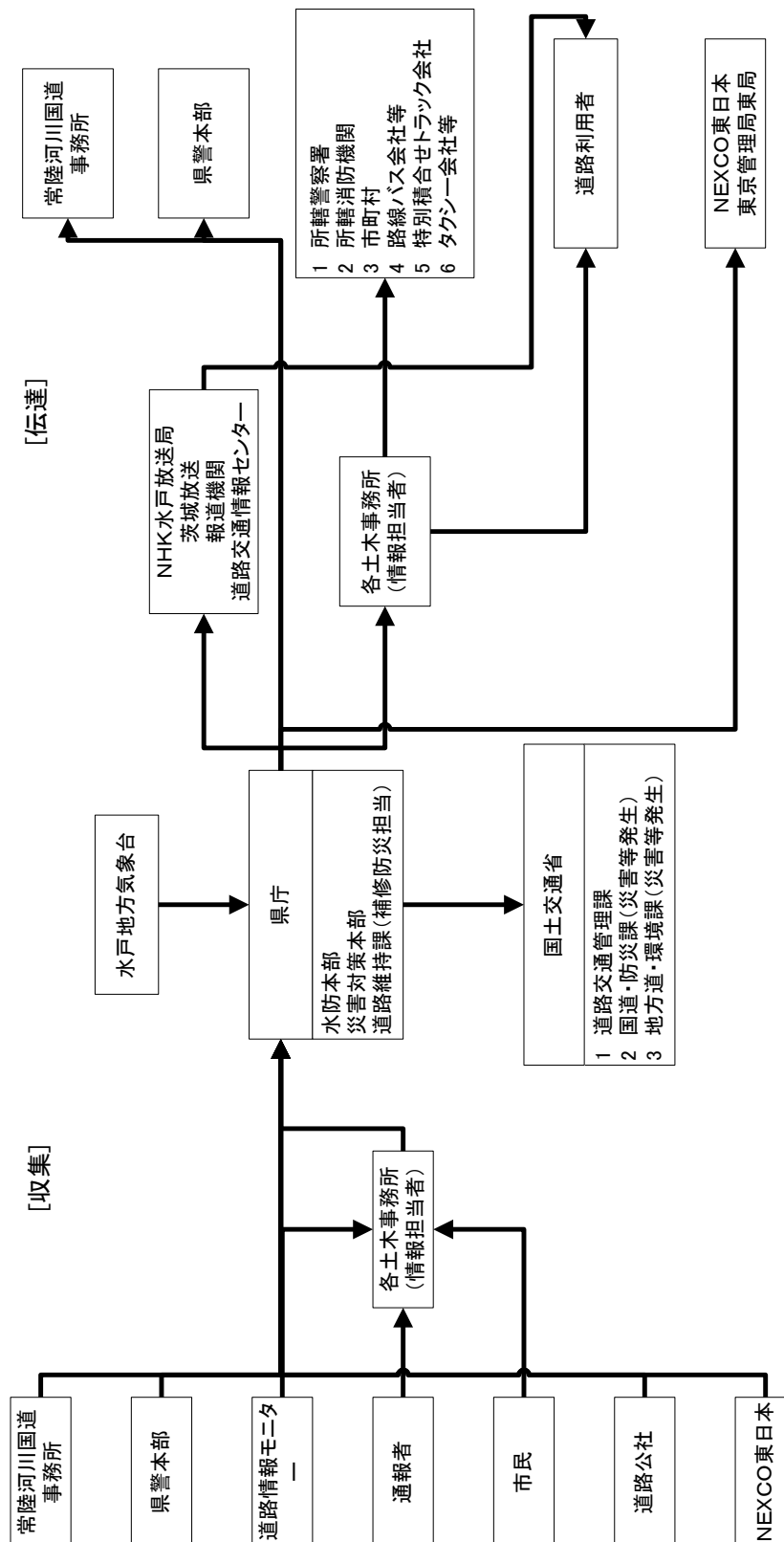
(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）-----【公安委員会】

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 異常気象時における道路規制-----【道路情報連絡系統図参照】

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。

図 2-2-7-1 道路情報連絡系統図



2 発見者の通知-----【交通災害発見者、警察官】

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

3 各機関別実施者

(1) 道路管理者-----【石岡市(都市建設部)、道路管理者、石岡警察署】

道路施設の被害により危険な状態が予想されたとき、又は発見及び通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。

(2) 石岡市-----【石岡市(都市建設部)、石岡警察署】

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をする時間がないときは、市はただちに警察官に通報し、道路交通法に基づく規制を実施するとともに、市長が、災害対策基本法第 60 条により避難を指示し、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入を制限、禁止又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

(3) 警察関係機関-----【公安委員会、県警察本部】

公安委員会、警察署長及び警察官等警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災害対策基本法第 76 条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止又は制限を行う。

なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

4 道路、橋梁の応急対策-----【石岡市(都市建設部)、道路管理者】

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。

したがって、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

(1) 市及び県土木事務所の職員により交通制限等の処置をする。

(2) 迂回路を確保し、これを表示する。

(3) 市の管理する交通施設において、被害規模が大きく、市の能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる場合は、県に援助を要請し、応急対策に当たるものとする。

5 鉄道の迂回計画-----【東日本旅客鉄道株式会社】

発災時において東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設に被害が生じ、通常の運行ができない場合は、バス等代替機関を用いて速やかに迂回路を確保するものとする。

なお、発災時の迂回計画については、東日本旅客鉄道株式会社が予め対応計画を作成するものとする。

第3 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、又、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

1 道路の応急復旧

(1) 応急処置-----【石岡市(都市建設部)、茨城県、国】

表 2-2-7-5 応急措置の内容

機関名	応急措置
県土木部、石岡市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。 また、市及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。 また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策-----【石岡市(都市建設部)、茨城県、国】

表 2-2-7-6 応急復旧措置の内容

機関名	応急復旧措置
県土木部、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。
東日本高速道路株式会社	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 鉄道の応急復旧-----【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道施設の応急復旧に際しての招集・応急措置体制については、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の定める防災業務実施計画によるものとする。

3 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧-----【河川、砂防、治山施設管理者】

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を招集して内水の排除に努める。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農業用施設の応急復旧-----【石岡市(産業戦略部、都市建設部)、土地改良区、農業従事者】

ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設及び幹線管水路施設については、受益土地改良区が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認・点検を行う。

イ 用水の確保

農業用ため池、用水施設及び幹線管水路については、人命、人家及び公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取除き等を行い交通の確保を図る。

第4 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。

また、市、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

1 電力施設の応急復旧-----【東京電力パワーグリッド株式会社】

(1) 電力停止時の代替措置

東京電力パワーグリッド株式会社は、発災時に電力施設に損害を生じ、正常な電力の供給が困難となった場合は、公共施設等重要施設を中心に応急送電又は仮送電等の措置を行う。停電が長期にわたる場合は、市民生活に大きな支障の生じぬよう、対策を講じるものとする。

(2) 応急復旧の実施

応急復旧に当たっては、非常災害対策土浦支部を設置し、人身安全の確保を最優先に早期停電の解消と被害設備の復旧を実現するとともに、的確な広報活動を行うものとする。

2 電話施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話株式会社-----【東日本電信電話株式会社】

ア 電話停止時の代替措置

有線電話施設は公共施設の基本的通信手段であるため、発災時に電話施設に損傷が生じ、通常の回線が機能しなくなった場合は、公共機関における通信機能を維持するため、臨時回線の設置等代替措置を図る。

また、発災時の住民の安否情報伝達手段の確保のため、臨時電話・電報受付所・非常用公衆電話の設置や災害伝言ダイヤル“171”の提供等を通じて最低限の通信手段の確保を図るものとする。

なお、発災時に重要通信を確保する機関を次に示す。

表 2-2-7-7 契約約款に基づき重要通信を確保する機関

順 位	復 旧 回 線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置の上、速やかな復旧を心掛けるものとする。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ-----【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

ア 発災時の携帯電話の貸し出し

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、災害が発生した場合は、市等の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

イ 応急復旧の実施

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3 ガス施設の応急復旧-----【東部ガス，LP ガス販売事業者】

(1) ガス停止時の代替措置

発災時のガス施設の損傷による供給停止に当たっては、特に都市ガス供給地域における復旧に時間がかかるものと予想されることから、予め供給停止時に代替熱源となるカセットコンロの供給等について流通業者等と取り決めを持ち、非常時の市民生活に支障の出ないよう配慮するものとする。

(2) ガス施設の復旧

ガス施設に関しても、他のライフラインと同様、速やかな復旧が望まれるが、特に都市ガスはガスの漏洩や爆発等の危険が考えられるため、復旧に当たっては安全の確保を第一に心掛ける。

LP ガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞や危険の可能性は少ないが、ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。

4 上水道施設の応急復旧-----【石岡市(生活環境部)，湖北水道企業団】

(1) 上水道停止時の代替措置

「第2章第5節第5 被災者生活支援」生活救援物資の供給 参照

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市及び湖北水道企業団は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県及び日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱や全国水道企業団協議会関東地区協議会災害

時相互応援に関する協定等に基づき、必要な応援を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市及び湖北水道企業団は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設及び老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して参集できない職員がいることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(ウ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

市及び湖北水道企業団は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

エ 住民への広報

市及び湖北水道企業団は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5 下水道施設の応急復旧-----【石岡市(都市建設部)】

(1) 下水道停止時の代替措置

ア 緊急汲み取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路及び仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(ウ) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第5 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ及びし尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信及び交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

1 清掃-----【石岡市(生活環境部)】

(1) ごみ処理

ア ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

イ 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

また、予め近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 住民への広報

市は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(ウ) 処理の実施

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、予め選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村及び民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

表 2-2-7-8 ごみ焼却場

名称	所在地
霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい	小美玉市高崎 1824 番地 2

表 2-2-7-9 ごみ処理対策の段階的实施

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害後 3日目まで	・ごみの発生状況（収集場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ・緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するために必要な収集・搬出措置 ・有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ・第1次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ・市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請及びその他収集計画に関する広報
第1次処理対策	災害後 4日目以降 7日目まで	・第1次処理対策の実施 ○避難所・医療施設からの収集 ○災害弱者専用施設からの収集 ○その他拠点施設からの収集 ○被災地放置ごみの収集 ・有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ・第2次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第2次処理対策	災害後 8日目以降	・第2次処理対策の実施 ○ごみ処理施設における中間処理 ○仮置き場における中間処理及び最終処分 ・有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ・平常時収集体制への移行

(2) し尿処理

ア し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

表 2-2-7-10 し尿処理量算出のための原単位

項目	基準	備考
一人一日当たりのし尿排出量	1.4 ㍓	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350 ㍓	80人3日当たりのし尿排出量に相当

イ 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、又、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

表 2-2-7-11 石岡市に係るし尿処理施設

名称	所在地
湖北環境衛生組合（柏山浄化プラント）	石岡市東府中 25 番 1 号

表 2-2-7-12 し尿処理対策の段階的实施

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害後 3 日目まで	・ し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ・ 仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ・ バキュームカーの補充確保 ・ 第 1 次収集対策実施計画の検討及び体制の確立 ・ 市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び収集計画に関する広報
第 1 次収集対策	災害後 4 日目以降 7 日目まで	・ 第 1 次収集対策の実施 ○ 避難所・医療施設からの収集 ○ その他仮設トイレからの収集 ・ し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ・ 第 2 次収集対策実施計画の検討及び体制の確立
第 2 次収集対策	災害後 8 日目以降	・ 第 2 次収集対策の実施 ○ 汲み取り地域からのし尿の収集 ○ 避難所・医療施設等拠点施設からの収集 ○ その他仮設トイレからの収集 ・ し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ・ 平常時収集・処理体制への移行

ウ 処理対策

(ア) 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(イ) 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

(ウ) 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

表 2-2-7-13 仮設トイレ設置場所のめやす

項目	仮設トイレ設置のめやす
設置すべき場所	・ 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） ・ その他被災者を収容する施設 ・ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき戸数	利用者人口 80 人当たり 1 箇所
設置期間	下水道及び水道施設機能が復旧するなど、その必要がないと認められるときまで

2 防疫

(1) 防疫組織の設置-----【石岡市(生活環境部)】

市は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県、医療関連機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫計画の策定-----【石岡市(子育て健康部)】

市は、被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。

また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施-----【石岡市(子育て健康部)】

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示により、防疫措置等を行うものとする。

表 2-2-7-14 防疫措置の段階的实施

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の 緊急措置	災害後 3日目まで	・避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ・被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な最小限度における消毒その他の応急措置 ・第1次対策実施計画の検討及び体制の確立 ・市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫対策計画に関する広報
第1次対策	災害後 4日目以降 7日目まで	・第1次対策の実施 ○避難所等の仮設トイレの衛生管理指導 ○避難所等の食品・飲料水の衛生管理指導 ○避難所等の健康診査・栄養指導の実施 ○感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ○被災地における食品の衛生監視 ○被災者に対する入浴機会の確保 ○被災動物の保護収容対策 ・第2次対策実施計画の検討及び体制の確立
第2次対策	災害後 8日目以降	・第2次対策の実施 ○仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ○仮設住宅等における巡回健康相談 ○仮設住宅等における巡回栄養指導 ○被災動物の保護収容対策 ・平常時防疫・保健衛生体制への移行

(6) 食品衛生指導及び検査の実施-----【石岡市(子育て健康部), 茨城県】

避難所及び仮設住宅における食品の衛生指導や被災地における食品営業施設の監視指導, 食品衛生の検査に関しては, 県の事務として行い, 市は必要に応じてその補佐を務めるものとする。

(7) 患者等の措置-----【石岡市(子育て健康部), 医療関連機関】

被災地において, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者, 又は無症状病原体保有者が発生した場合, 同法に基づき適正な措置を講ずるほか, 交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は, 近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動の実施-----【石岡市(子育て健康部)】

市は, 災害が予想される時期などにおいて, 災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また, 災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともに, パンフレット, 広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

-----【石岡市(子育て健康部), 石岡市消防本部, 石岡警察署, 茨城県(保健所)】

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

保健所長は市からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告する。

なお、報告する内容は次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 被害活動状況
- ウ 防疫活動に必要な物品及び経費
- エ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

(10) 医療ボランティア-----【石岡市(子育て健康部), 薬剤師会等】

市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

(11) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去-----【石岡市(都市建設部), 茨城県】

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川関係障害物の除去-----【石岡市(都市建設部), 河川管理者】

河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第6 行方不明者の搜索

災害による行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ、死体の埋葬を実施する。

1 行方不明者等の搜索—————【石岡市(福祉部)、石岡市消防本部、茨城県、自主防災組織等】

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県、消防機関、消防団員及び自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続は第2章第3節を参照のこと。

発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所用の措置を講ずる。

表 2-2-7-15 対策の段階的实施

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害後 7日目まで	・避難所等における要搜索者名簿の作成及び遺体の発生状況に関する概要把握 ・行方不明者等の搜索・処理・埋葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設確保 ・行方不明者の搜索及び遺体安置所への収容実施 ・収容された遺体の検案・火葬 ・市民・事業所に対する行方不明者の搜索・処理・埋葬対策への協力要請、その他必要事項の広報及び相談受付業務
第2次対策	災害後 8日目以降	・第2次対策の実施 ○要搜索者名簿に基づく搜索・処理・埋葬 ○行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ○合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ・第2次対策に関する広報及び相談受付業務

2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及び市が行う。

上記により県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

市及び県だけでは対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒—————【石岡市(福祉部)、茨城県(救護班)】

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案-----【茨城県(救護班), 医療関連機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

(3) 遺体の収容(安置), 一時保存-----【石岡市(福祉部)】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体収容所(安置所)の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の埋葬-----【石岡市(福祉部), 茨城県】

遺体の埋葬は、市が実施し、原則として火葬する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。県は、近隣県に応援の要請を行うものとする。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

災害救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 死体の搜索

ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ 搜索の方法

市民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

ウ 費用の範囲及び限度額

(ア) 費用の範囲

機械器具の借上費、修繕費、燃料費

(イ) 限度額

当該地域における通常の実費

エ 搜索の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

イ 死体の処理の方法

(ア) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。

(イ) 検案は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 費用の範囲及び限度額

茨城県基準に準ずる。

エ 死体処理の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。

ウ 費用の範囲及び限度額

(ア) 費用の範囲

火葬料，埋葬料，棺，骨つぼ

(イ) 限度額

大人（満 12 歳以上）199,000 円以内

小人（満 12 歳未満）159,200 円以内

(ウ) 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第 7 文化財対策

1 文化財建築物の応急対策-----【文化財所有者，管理者】

文化財に指定されている建築物が被害にあった場合は，被害の程度により以下に示す応急処置を施し，被害の拡大を防ぐものとする。

なお，文化財建築物の所有者及び管理者は，被害の大小にかかわらず，防護柵等を設けて現状保存を図れるよう対策を講じるものとする。石岡市の指定文化財一覧は資料編 2-7 を参照。

(1) 被害が比較的小さい場合の措置

文化財建築物に被害が発生した場合，発見者は速やかに所有者に通報するものとする。所有者及び管理者は，地元関係者と連絡をとり，応急修理を施す等の措置を講じる。

(2) 被害が大きい場合の措置

文化財建築物が震災等により大きく損傷した場合は，所有者及び管理者は損壊の拡大を防ぐために覆屋などを設け，その後の復旧計画を待つ。

2 美術工芸品の応急対策-----【石岡市(教育委員会)，文化財所有者，管理者】

美術工芸品の所有者及び管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には，市に協力を求めた上で，管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

市は，文化財の所有者及び管理者から保管場所提供の要請を受けた場合は，直ちに保管場所手配等の措置を講じるものとする。

石岡市地域防災計画(第2編 震災対策編)

第3章 復旧復興計画

第3章 復旧復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付-----【石岡市(福祉部)】

市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、市は、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ及びラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援金は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。

2 義援金品の保管-----【茨城県、石岡市(福祉部)】

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品等については、各受付機関において適正に保管する。

3 義援金品の配分-----【石岡市(福祉部)】

(1) 配分の実施

市は、県において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(2) 配分の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、県に報告する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

-----【石岡市(福祉部)，市社会福祉協議会】

災害により家族を失い，精神又は身体に著しい障害を受け，又は住居や家財を失った被災者を救済するため，「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき，石岡市条例に定めるところにより，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また，各種支援措置の実施に資するため，発災後早期に災証明の交付体制を確立し，被災者に災証明を交付するものとする。

表 2-3-1-1 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	・ 当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において，住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・ 県内において，災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	配偶者，子，父母，孫，祖父母
費 用 負 担 割 合	国(1/2)，県(1/4)，石岡市(1/4)

表 2-3-1-2 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	・ 当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が，3以上ある場合の自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が，1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が，2以上ある場合の自然災害
障 害 の 程 度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し，常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費 用 負 担 割 合	国(1/2)，県(1/4)，石岡市(1/4)

表 2-3-1-3 災害援護資金の貸付

対 象 災 害		・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸 付 限 度 額		① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150 万円
		② 家財の1／3以上の損害	150 万円
		③ 住居の半壊	170 (250) 万円
		④ 住居の全壊	250 (350) 万円
		⑤ 住居の全体が滅失	350 万円
		⑥ ①と②が重複	250 万円
		⑦ ①と③が重複	270 (350) 万円
		⑧ ①と④が重複	350 万円
		() は特別の事情がある場合	
貸 付 条 件	所得制限	世帯人員	市町村民税における総所得金額
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸 付 利 率	年3%(措置期間中は無利子)	
	措 置 期 間	3年(特別の事情のある場合は5年)	
	償 還 期 間	10年(措置期間を含む)	
	償 還 方 法	年賦又は半年賦	
貸 付 原 資 負 担		国(2／3)、県(1／3)	

2 茨城県による資金の貸付等-----【茨城県、市社会福祉協議会】

大規模災害時において、県で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。

- (1) 生活福祉資金の貸付
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (3) 農林漁業復旧資金の融資
- (4) 中小企業復興資金の融資

以上の資金について、市は、県に対し迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各部、関係機関・団体等の協力を得て、必要な広報活動に努める。

3 住宅復興資金-----【茨城県，石岡市(都市建設部)】

市は，災害地の滅失家屋の状況調査に協力し，独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは，災害復興住宅資金の融資について，借入れ手続の指導，融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定実施等を支援し，災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので，13m ² 以上175m ² 以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
イ 貸付限度	(ア)木造等 1,100万円以内 (イ)耐火，準耐火 1,160万円以内
ウ 土地取得費	770万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	(ア)木造 25年以内 (イ)準耐火 30年以内 (ウ)耐火 35年以内

(2) 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で，住宅部分が1／2以上ある住宅を補修する者
イ 貸付限度	(ア)木造等 10万円以上590万円以下 (イ)準耐火，耐火 10万円以上640万円以下
ウ 移転費	380万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	20年以内

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合，り災者の希望により災害の実態を調査した上で，り災者に対する貸付金の融資を住宅金融公庫南関東支所に申し出るとともに，り災者の融資制度の周知徹底を図り，借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4 リ災証明書の発行-----【石岡市(総務部)】

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期にリ災証明書の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

(1) リ災台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、リ災台帳を整備する。

リ災台帳の作成に当たっては、必要に応じ固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

<住 家>

- ア 全壊(全焼)
- イ 大規模半壊
- ウ 流失
- エ 中規模半壊
- オ 半壊(半焼)
- カ 準半壊
- キ 準半壊に至らない(一部損壊)
- ク 床上浸水
- ケ 床下浸水

<人>

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(3) リ災証明書の発行

リ災証明書(資料編4-20)は、リ災者の申請(資料編4-19)により、被害状況を確認の上、発行する。

原則として、リ災証明書の発行は1回限りとする。

また、リ災証明書については、証明手数料を徴収しない。

第3 租税及び公共料金の特例措置計画

1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置-----【石岡市(財務部, 生活環境部), 関連機関】

(1) 市税の納税緩和・減免措置

市は、災害により被災者の納付すべき租税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付・納入に関する期日の延長及び租税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

表 2-3-1-4 減免措置の対象となる税目

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税 (個人の県民税を含む。)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
固定資産税・都市計画税	災害により価値が著しく減じた固定資産について行う。
入湯税	災害により被災者を無料又は低額で受け入れ入湯を行う。

(2) 国・県税の納税緩和・減免措置

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付・納入に関する期限の延長及び徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。

(3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報

租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。

なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙若しくはチラシの配布等により行う。

2 その他公共料金の特例措置-----【関連機関】

その他関係機関が行う、被災者に対する料金減免等の措置には次のようなものがある。

表 2-3-1-5 公共料金に関する特例措置

郵便事業株式会社，郵便局株式会社	1) 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵政書簡（1枚）の無償交付 被災地の集配郵便局長が決定する。
	2) 被災者の差し出す郵便物（第一種，第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除 被災地を所管する郵便局支社長が決定する。
	3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ① 被災地を所管する支社長が決定する。 ② 被災地の援助を行う地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会又は共同募金連合会にあてた被災者援助を内容とした小包又は現金書留で，分配方法等について条件をつけないものに限る。 ③ 郵便窓口取扱時間外でも引き受ける。
	4) 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除 ① 被災地を所管する支社長が決定する。 ② 被災地の地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。
NTT東日本（株）茨城支店	災害が発生し，又は発生する恐れがあるときは，臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	「自動車携帯電話契約約款第99条」に基づき，災害が発生し，又は発生する恐れがあるときは，臨時にその料金又は工事費を減免することがある。
小売電気事業者等	災害救助法適用地域の被災者に対し，経済産業大臣の許可を得て電気料金等の特別措置を行うことがある。
ガス事業者 ・一般ガス事業者 ・簡易ガス事業者	ガス事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省もしくは関東経済産業局の認可が必要。 1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸 2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も，上記1)を適用する。

第4 雇用対策

1 離職者への措置-----【石岡市（産業戦略部）、石岡公共職業安定所】

大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市は、石岡公共職業安定所長と協力し、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職へのあっせんについて県に対し要請する。

市は、以下の措置を行うものとする。

ア 窓口の設置

市は、被災者のための臨時職業相談窓口の設置を石岡公共職業安定所長に対し要請する。

イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置

市は、被災の状況により石岡公共職業安定所を訪ねることが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施がなされるよう石岡公共職業安定所長に対し要請する。

ウ 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置-----【石岡市（産業戦略部）、石岡公共職業安定所】

石岡公共職業安定所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には次のようなものがある。

これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。

(1) 証明書による失業の認定

石岡公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

石岡公共職業安定所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のための賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

第5 住宅建設の促進

1 建設計画の作成-----【石岡市（都市建設部）】

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

2 事業の実施-----【石岡市（都市建設部）】

市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定-----【石岡市（都市建設部）】

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

第6 被災者生活再建支援法の適用

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定-----【石岡市(福祉部)】

被災者生活再建支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯

支援法の対象となる被災世帯は、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。(被災者生活再建支援法第2条第2号)

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）。

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第2章 第6節）

2 支援法の適用基準-----【石岡市(福祉部)】

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害は、被災者生活再建支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

ア 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害。

イ 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害。
ウ 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害。

エ ア又はイに規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 4 号）

オ ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域でアからウに規定する区域のいずれかに隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 5 号）

3 支援法の適用手続-----【石岡市(福祉部)】

(1) 石岡市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続における報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給の基準-----【石岡市(福祉部)】

(1) 複数世帯の場合

表 2-3-1-6 複数世帯の場合の支援金基準

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃貸		25	25

(2) 単数世帯の場合

表 2-3-1-7 単数世帯の場合の支援金基準

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃貸		18.75	18.75

5 支援金支給申請手続-----【石岡市(福祉部)】

(1) 支給申請手続等の説明

住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ リ災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上速やかに県に送付する。

6 支援金の支給-----【石岡市(福祉部)】

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定-----【石岡市(福祉部)】

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。補助事業の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害により住家が全壊した世帯

イ 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

エ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準-----【石岡市(福祉部)】

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

(1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続-----【石岡市(福祉部)】

(1) 石岡市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めたときは、県内の市長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額-----【石岡市(福祉部)】

(1) 複数世帯の場合

表 2-3-1-8 複数世帯の場合の支援金の支給額

(単位：万円)

区分	受託の再建方	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25
半壊		20		20

(2) 単数世帯の場合

表 2-3-1-9 単数世帯の場合の支援金の支給額

(単位：万円)

区分	受託の再建方	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75
半壊		15		15

5 支援金支給申請手続-----【石岡市(福祉部)】

(1) 支給申請手続等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ リ災証明書類

6 支援金の支給-----【石岡市(福祉部)】

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 市への補助-----【石岡市(福祉部)】

県は、被災世帯へ支援金を支給した市に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第3章 復旧復興計画

第2節 被災施設の復旧

第1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画基本方針-----【石岡市(市長公室)】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、市の公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

市は、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成-----【石岡市(市長公室)】

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が、全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ケ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

3 災害復旧事業の実施-----【石岡市(市長公室)】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれきの処理-----【石岡市(市長公室)】

(1) 作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。

また、予め近隣市町村、民間の廃棄物処理者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

(2) 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 処理の実施

市は、(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

県は、市町村からの要請を受けた場合、又は被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市町村の行う解体、がれき処理について、市町村間の応援、民間の廃棄物処理業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

ウ 集積地の確保

市は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

エ 最終処分場の確保-----【茨城県】

県は、がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図る。

第3章 復旧復興計画

第3節 激甚災害の指定

第1 激甚災害の指定計画

1 災害調査-----【石岡市(総務部)】

市は、茨城県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。激甚災害の基準を次にあげる。

激甚災害指定基準（本激）

表 2-3-3-1 激甚災害基準表（1）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	・公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ……の県が1以上
第5条	・農地等の災害復旧 事業等に係る補助 の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円……の県が1以上
第6条	・農林水産業共同利 用施設災害復旧事 業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用さ れる場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るも のについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用さ れる場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	・天災による被害農 林漁業者等に対す る資金の融通に関 する暫定措置の特 例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ……の県が1以上

表 2-3-3-1 激甚災害基準表 (2)

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第11条の2	・ 森林災害復旧事業 に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ……の県が1以上
第12条	・ 中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	・ 公立社会教育施設 災害復旧事業に対 する補助 ・ 私立学校施設災害 復旧事業に対する 補助 ・ 市町村が施行する 感染症予防事業に 関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

表 2-3-3-1 激甚災害基準表 (3)

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第22条	・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域減失戸数$\geq 4,000$戸 B (1) 被災地全域減失戸数$\geq 2,000$戸 かつ 一の市町村の区域内の減失戸数≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域減失戸数$\geq 1,200$戸 かつ 一の市町村の区域内の減失戸数≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の減失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	・ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	・ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	・ 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第21条	・ 水防資材費の補助の特例	
第25条	・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

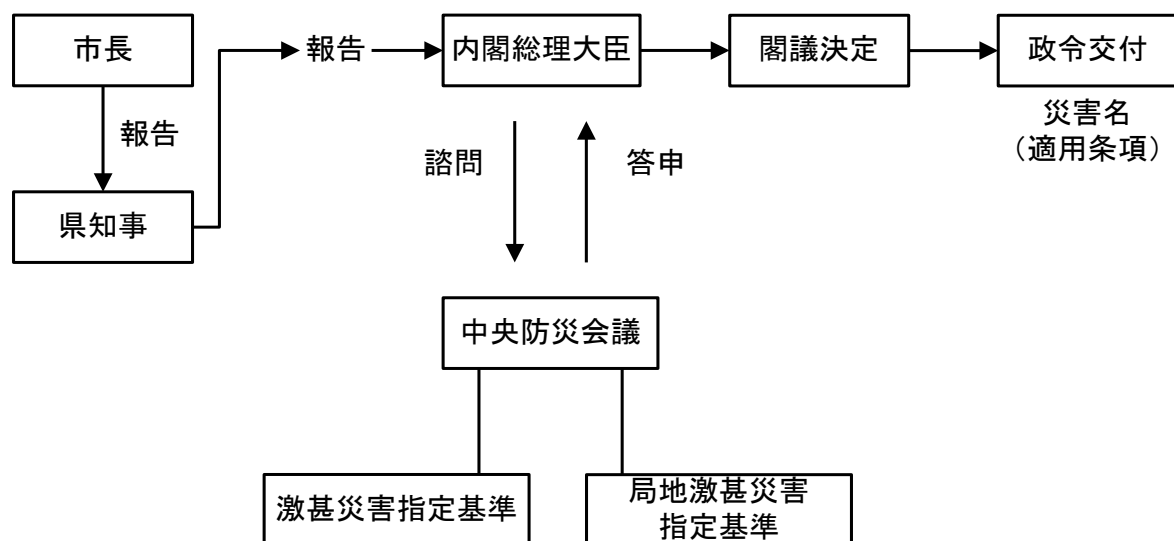
2 激甚災害指定の手続-----【石岡市（総務部）】

激甚災害指定の手続は、次のとおり行われることになる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は市長からの報告内容により、必要と認めた時は内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。

図 2-3-3-1 甚大災害指定の流れ



市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域

- (4) 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 特別財政援助額の交付手続-----【石岡市(総務部)】

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに被害状況報告票等を作成し、茨城県各部局に提出するものとする。

第3章 復旧復興計画

第4節 復興計画の作成

第1 復興計画の作成計画

1 事前復興対策の実施-----【石岡市(各部)】

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにする。

(2) 復興基礎データの整備

市は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現況及び土地の権利関係等の各種データを予め整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

2 災害復興対策本部の設置-----【石岡市(各部)】

市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興方針・計画の策定-----【石岡市(各部)】

(1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

(3) 国・県との密接な連携

復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県との

連携することが必要である。

(4) 民意の反映

復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を反映させていくことが必要である。その際、女性のはじめとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮するものとする。

4 災害復興事業の実施-----【石岡市(各部)】

(1) 震災復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

イ 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第3章 復興復旧計画

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が、全部又は一部を負担し又は補助して行う災害復旧実施及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- ・ 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- ・ 激甚災害に係る財政援助措置

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置-----【石岡市(総務部)】

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は、災害の状況をすみやかに調査して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条，同法施行令第2～3条）

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）（以下「公共土木負担法」という）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため，これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号（昭和26年政令第107号）の施設の新設又は改良に関する事業で，国の負担割合が2/3未満のもの（道路，砂防を除く。）

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法（昭和22年法律第164号）第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条の規定により，県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

(9) 知的障害者更生援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法 第 26 条の規定により，県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 58 条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土，砂礫，岩石，樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で，市長が指定した場所に集積されたもの又はこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて，市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について，浸水面積が 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で，地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）（以下「暫定措置法」という）第 3 条第 2 項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い、措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1 ヶ所工事費用が政令で指定される地域内の施設について 1 ヶ所の工事費用を 3 万円に引き下げて、補助対象の範囲を拡大した。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法施行令の特別措置

上記の施行令（平成 11 年政令第 416 号）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、同施行令（平成 11 年政令第 416 号）により、次の 2 点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を 250 万円（果樹等政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円）に引き上げ、償還期限を 1 年延長し、7 年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

激甚法第 9 条により、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を国より補助を受けることができる。

(5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上である区域で、農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

ア 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法（平成 19 年法律第 70 号）に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法(平成 19 年法律第 58 号)によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を 2 年以内において延長することができる。

(3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対する再建資金の貸付の特例が定められている。

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象

激甚法第 3 条第 1 項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール及びその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が 1 つの公立社会教育施設ごとに 60 万円以上のもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する 1 つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が 750 円以上で、1 つの学校について、幼稚園は 60 万円以上、特別支援学校は 90 万円以上、小、中学校は 150 万円以上、高等学校は 210 万円以上、短大は 240 万円以上、大学は 300 万円以上の場合。

(3) 日本私学振興財団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

日本私学振興財団では、大学から幼稚園までの私立学校（専修学校、各種学校を含む）が行う災害復旧のための施設設備の整備事業等を行うために必要な資金について、長期、低利の貸付事業を実施している。

(4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例

特定地方公共団体である市が、激甚災害のための感染症予防事業に関して行った「感染症の予防及

び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号) 第 57 条の支弁については、同法第 59 条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第 61 条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第 59 条又は第 61 条第三項の規定を適用する。

(5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の 3 倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 150 万円を超える県。

イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 25 万円をこえる水防管理団体。なお、補助率は 1 / 3 である。

(7) リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

次のいずれかに該当する災害

＜A 基準＞ 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上

＜B 基準＞ 次のア、イのいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。

ア 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの

(ア) 一市町村の区域内で 200 戸以上

(イ) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10% 以上

イ 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの

(ア) 一市町村の区域内で 400 戸以上

(イ) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20% 以上

(8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3章 復興復旧計画

第6節 防災関係機関の復旧計画

第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画

1 災害復旧本部の設置

被害の程度に応じ災害現場に復旧本部を設置し、災害に対する非常措置、輸送、調査、連絡、警備、給与、救護、情報の発表及びその他これに付帯することについて指揮をとる。支社に対策本部が設置されたときは、前項の任務について指示をうけるとともに復旧状況を報告する。急を要するものは、専決施行後すみやかに対策本部長の承認をうける。

2 災害復旧の組織

対策本部（支社・設備班）→公衆電話 232-0022

地区対策本部

現地対策本部

3 復旧計画のすべて

災害の程度に応じ第1、第2、第3種に分け、必要に応じいつでも適当な人員、資材、機材及び救護材料等を派遣又は携行できるように定めている。

第1種 災害が大きく、輸送が長期にわたり途絶するような場合、交替で最大限の構成人員を必要とするものとする。

第2種 災害が比較的大きく、相当人数の編成を必要とするもの。

第3種 災害が軽微で小人数の編成で間に合うもの。

第2 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画

1 電話停止時の応急措置

(1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

（電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等）

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

3 復旧を優先する電気通信サービス

- (1) 電話サービス（固定系・移動系）
- (2) 総合デジタル通信サービス
- (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- (5) 衛星電話サービス

4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2で示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の乗務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他のサービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内※を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神淡路大震災の場合で約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における災害復旧計画

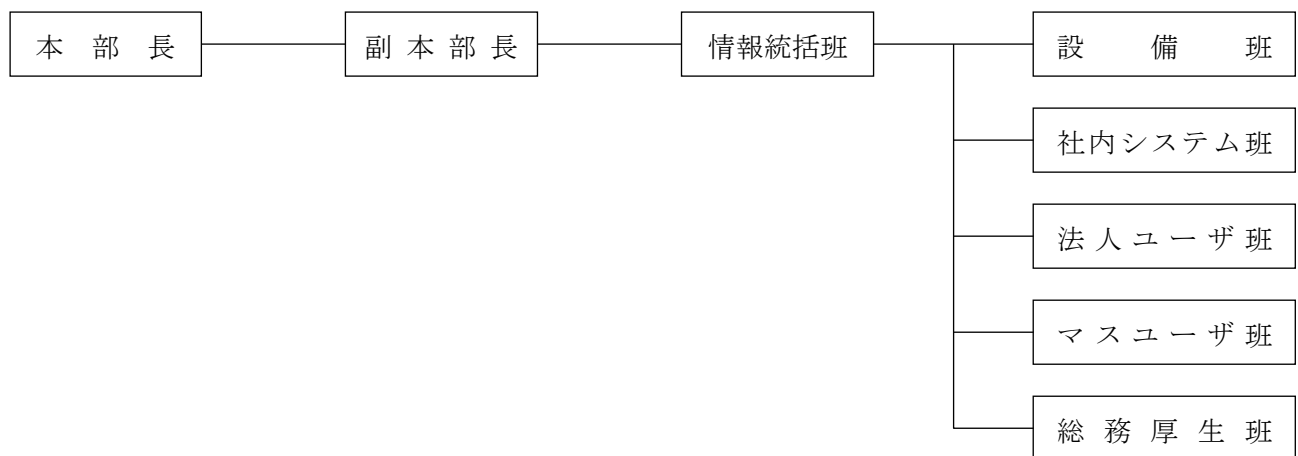
1 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所，現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努める。

2 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は，災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【ドコモ茨城支店災害対策本部組織図】



第4 警察通信の災害復旧計画

1 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話および極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これ等が復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局及び有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

2 通信施設の復旧

通信の復旧にあたっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

(1) 有線電話の復旧順位

ア 専用回線

- (ア) 県警察本部～関東管区警察局線
- (イ) 県警察本部～各警察署線
- (ウ) 警察署～派出、駐在所線
- (エ) 加入電話
- (オ) 官公舎電話

イ 構内施設

- (ア) 県警察本部施設
- (イ) 警察署施設
- (ウ) 県警察学校、その他の施設

(2) 無線施設の復旧順位

ア 極超短波通信施設

イ 県警察本部超短波施設

ウ 警察署超短波施設